

企業会計と情報システム

ヘリオボヤージ合同会社 代表社員 廣瀬幸義

目次

1. 財務諸表の読み方

- 1.1 財務会計と財務諸表の役割
- 1.2 損益計算書と業績管理
- 1.3 損益計算書と管理データ
- 1.4 貸借対照表と財務健全性
- 1.5 貸借対照表と資金循環
- 1.6 貸借対照表と発生主義会計
- 1.7 貸借対照表と管理データ
- 1.8 キャッシュフロー計算書の体系
- 1.9 利益とキャッシュフロー
- 1.10 キャッシュフロー計算書と管理データ
- 1.11 間接法によるキャッシュフロー計算書
- 1.12 営業キャッシュフローの変動要因
- 1.13 貸借対照表等式に基づくキャッシュフロー
- 1.14 キャッシュフロー計算書の作成法
- 1.15 フリー・キャッシュフローと算定法
- 1.16 フリーCFの増減要因と企業（事業）価値
- 1.17 フリー・キャッシュフローの計算例
- 1.18 企業（事業）価値算出式の導出
- 1.19 企業（事業）価値の算定例
- 1.20 リスク資産への分散投資効果の例（参考）
- 1.21 投資のポートフォリオ効果（参考）
- 1.22 投資家のポートフォリオ効果（参考）
- 1.23 ポートフォリオによる資本市場線（参考）
- 1.24 CAPMによる自己資本コスト（参考）

2. 会計システムと業務プロセス

- 2.1 基幹業務システムの全体像
- 2.2 会計業務の概要
- 2.3 会計システムの機能概要
- 2.4 会計システムの方向性
- 2.5 統合会計管理情報システムのモデル
- 2.6 購買と支払業務の範疇
- 2.7 購買と支払の業務フロー
- 2.8 購買・支払の業務・システム要件
- 2.9 購買・支払の会計実務要件 1
- 2.10 購買・支払の会計実務要件 2
- 2.11 販売と債権回収業務の範疇
- 2.12 販売と債権回収の業務フロー
- 2.13 販売・債権回収の業務・システム要件
- 2.14 販売・債権回収の会計実務要件 1
- 2.15 販売・債権回収の会計実務要件 2
- 2.16 販売・債権回収の会計実務要件 3
- 2.17 経費精算業務の範疇
- 2.18 経費精算の業務フロー
- 2.19 経費精算の業務・システム要件
- 2.20 経費精算の会計実務要件
- 2.21 固定資産管理業務の範疇
- 2.22 固定資産管理の業務フロー
- 2.23 固定資産管理の業務・システム要件
- 2.24 固定資産管理の会計実務要件 1
- 2.25 固定資産管理の会計実務要件 2
- 2.26 固定資産管理の会計実務要件 3

1. 財務諸表の読み方

1.1 財務会計と財務諸表の役割

現金主義会計

企業の現金収支という、経済的活動の事実を把握することを志向

収益＝収入
費用＝支出

(財務諸表)

・キャッシュフロー
計算書

企業会計基準

財務会計における企業会計基準の役割と成果

(役割) 企業会計という側面から、財務諸表による企業経営の報告について、その内容を企業の利害関係者に対してより正確に知らしめるために、その作成に際して準拠すべきルールである。

(成果) 一定のルールに従って財務諸表が作成されることで、企業経営の経年変化や企業間の経営状況の比較を行うことが可能となる。

発生主義会計

企業の経済的活動の実態と成果である業績を、よりの確に把握することを志向

収益≠収入
費用≠支出

(財務諸表)

・損益計算書
・貸借対照表

企業会計原則

企業の利害関係者向けに財務諸表を開示する財務会計において準拠すべき、企業会計の根本ルール。

税務会計

(目的) 課税の公平化を図ることを目的に、法人等の課税対象毎に適正な課税額を計算するため。

(対象) すべての会社

(主な書類) 申告書(税務署への提出義務)

(特徴) 課税計算上の規定が複雑かつ詳細に規定されており、政策的に頻繁に改定

(関連法令) 法人税法、法人税法施行令、法人税法施行規則、租税特別措置法、他

会社法会計

(目的) 会社債権者保護と、株式会社における株主保護を目的に、会社の経営状況を適切に開示するため。

(対象) すべての会社

(主な書類) 株主資本等変動計算書、個別注記表

(特徴) 特に株式会社については、資本金と負債金額規模に応じた企業規模区分に応じて、会計監査などの規定を設けている。

(関連法令) 会社法施行規則、他

証券取引法会計

(目的) 投資家保護を目的に、不特定多数の投資家に株式や社債を発行している会社の、経営状況を適切に開示するため。

(対象) 株式や社債の上場会社

(主な書類) 有価証券報告書、半期報告書

(特徴) 連結決算や減損会計などの企業活動の経済的実態の適正な開示を志向。

(関連法令) 財務諸表等規則、他

1.2 損益計算書と業績管理

経営成績の表示

企業が提供する商品・製品
やサービスに対して、顧客が
感じる魅力の度合いを反映

企業が本来の目的とする事
業の、遂行能力の度合いを
反映

企業の全ての活動における、
活動能力の度合いを反映

企業経営の責任に帰すことが
できない事象も含めて、その
全ての活動成果を反映

(損益計算書)

売上高	
売上原価	
売上総利益	←
販売費	
一般管理費	
営業利益	←
営業外収益	
営業外費用	
経常利益	←
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益	
法人税等	
税引後当期純利益	
前期繰越利益	
任意積立金取崩額	
配当額	
配当に伴う	
利益準備金積立額	
当期未処分利益	

財務分析の指標

$$\text{売上高総利益率} = \frac{\text{売上総利益}}{\text{売上高}} (\%)$$

$$\text{売上高営業利益率} = \frac{\text{営業利益}}{\text{売上高}} (\%)$$

$$\text{売上高経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{売上高}} (\%)$$

$$\text{ROA} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} (\%)$$

$$\text{ROE} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資本}} (\%)$$

組織階層上
より下位の
業績指標

組織階層上
より上位の
業績指標

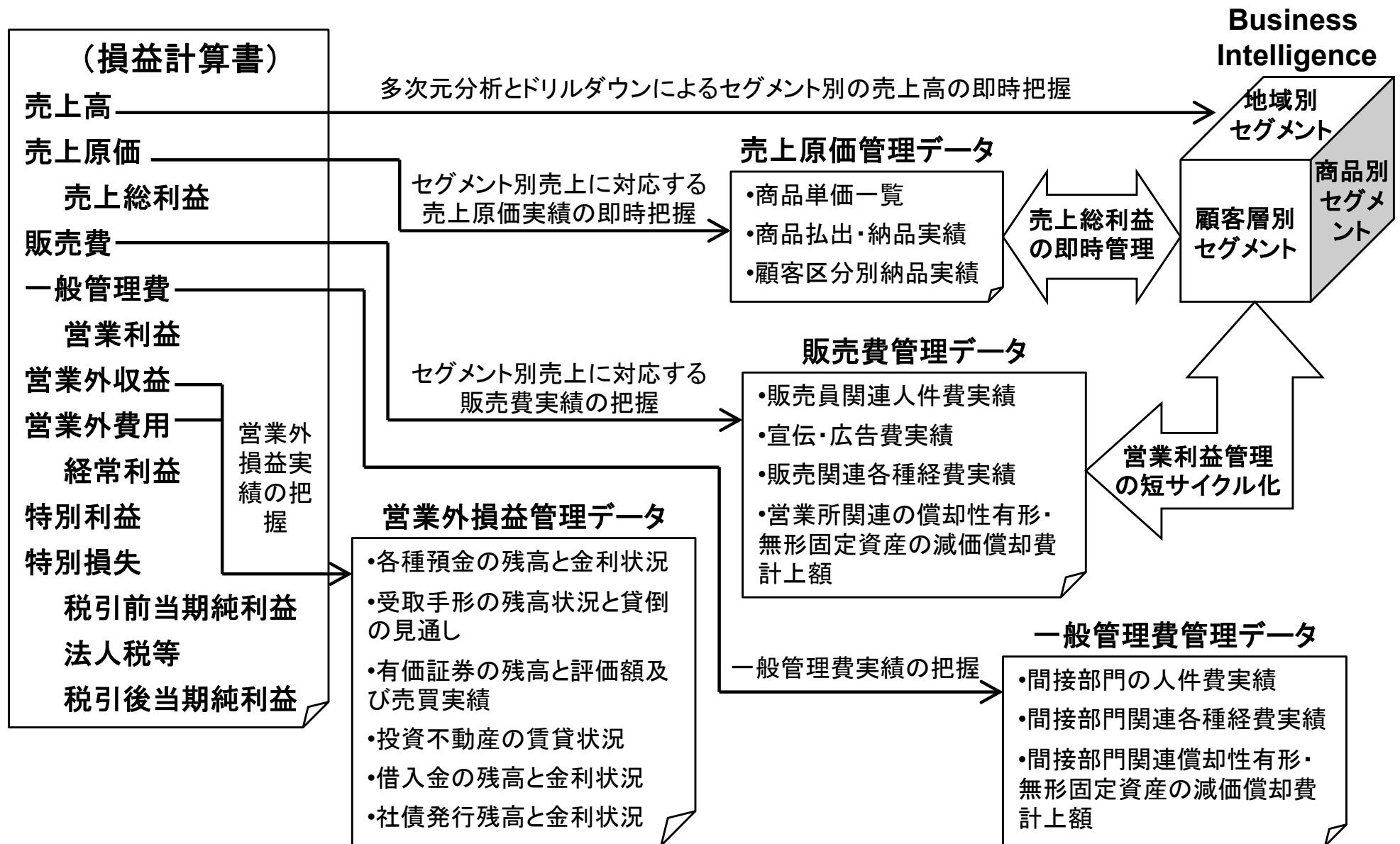
経営者の
視点からの
業績指標

株主の
視点からの
業績指標

貸借対照表

資産	負債
	資本

1.3 損益計算書と管理データ



1.4 貸借対照表と財務健全性

財政状態の表示（貸借対照表）

投下した資金が、貸借対照表日から数えて1年以内に回収できるような、早期の回収が見込める資産への資金投下

短期的な資金調達の返済原資を、短期に回収可能な資金で賄っている度合い

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} (\%)$$

（流動・固定の分類基準）

- ・1年基準：現預金、営業外債権・債務、負債性引当金
- ・正常営業循環基準：営業債権・債務、棚卸資産
- ・所有目的基準：有価証券

投下した資金が、貸借対照表日から数えて1年を超えて回収できるような、長期間にわたる回収が強いられる資産への資金投下

実態は費用であるが、企業経営への政策的配慮から資産計上が認められているものへの資金投下

（流動資産）

現金及び預金
売上債権
有価証券
商品/製品
前払費用
未収収益
短期貸付金
未収金

（固定資産）

有形固定資産
建物
機械装置
土地
無形固定資産
営業権等
投資その他の資産
投資有価証券
子会社株式
長期貸付金

（繰延資産）

創立費等

（流動負債）

仕入債務
短期借入金
未払金
未払費用
未払法人税等
前受金
預り金
前受収益
賞与引当金

（固定負債）

社債
長期借入金
長期未払金
退職給与引当金

（資本）

資本金
資本準備金
利益準備金
その他の剰余金
各種積立金
当期未処分利益

他人資本であって、貸借対照表日から数えて1年以内に、元本等の返済を要するような、短期的な資金調達の源泉

固定資産投資を長期資金で賄う度合い

固定長期適合率

$$= \frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本}} (\%)$$

他人資本であって、貸借対照表日から数えて1年以上先に、元本等の返済を要するような、長期的な資金調達の源泉

固定資産投資を自己資本で賄う度合い

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{資本}} (\%)$$

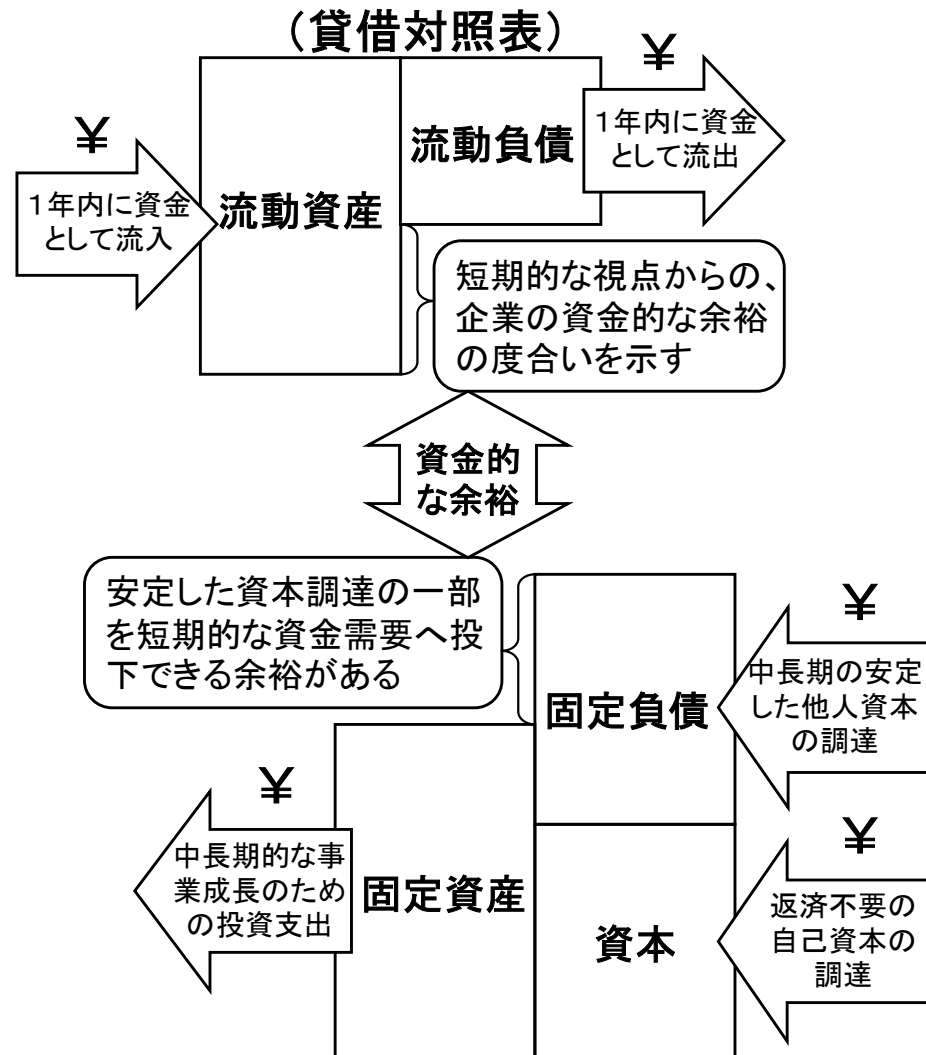
会社所有の自己資本であって、元本等の返済を要しない資金調達の源泉

資本的な企業経営の安定性の度合い

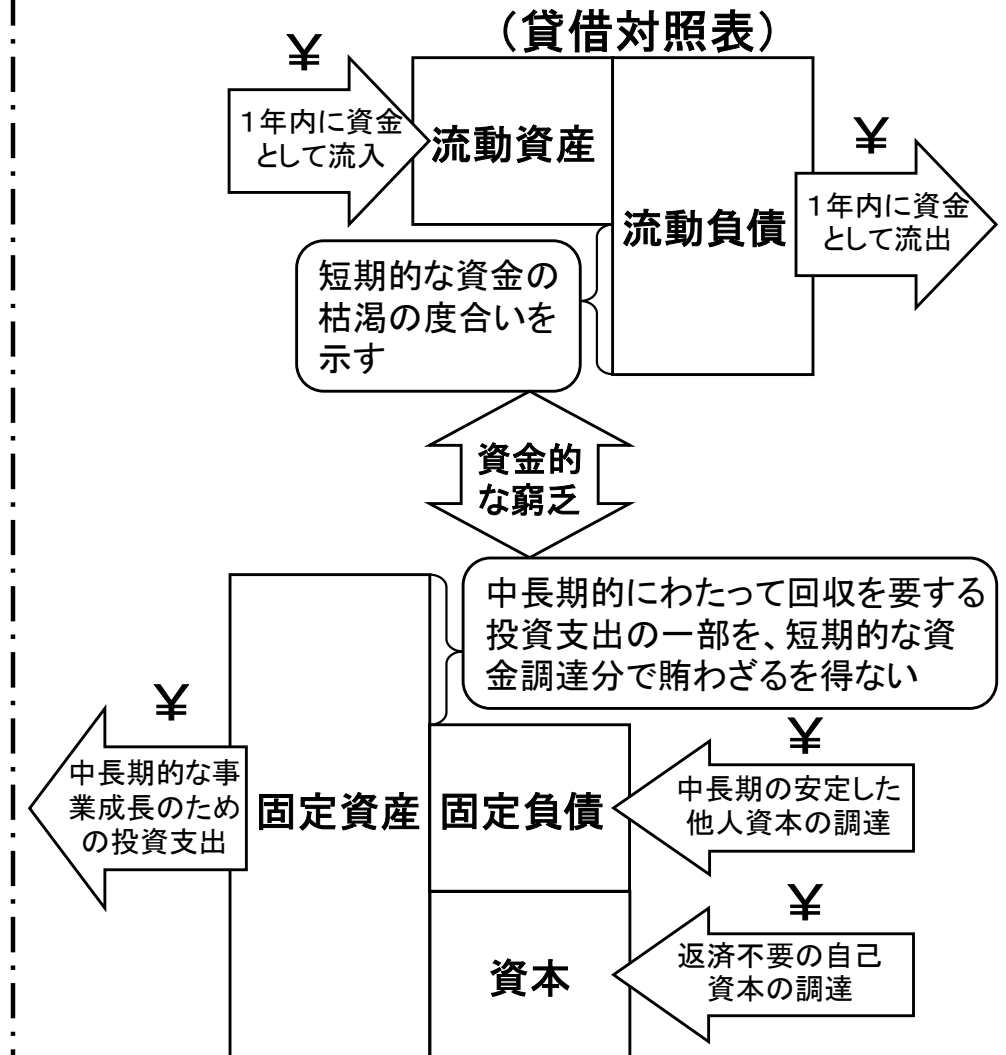
$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{（自己）資本}}{\text{総資本}} (\%)$$

1.5 貸借対照表と資金循環

(良好な資金循環プロセスにある状態)

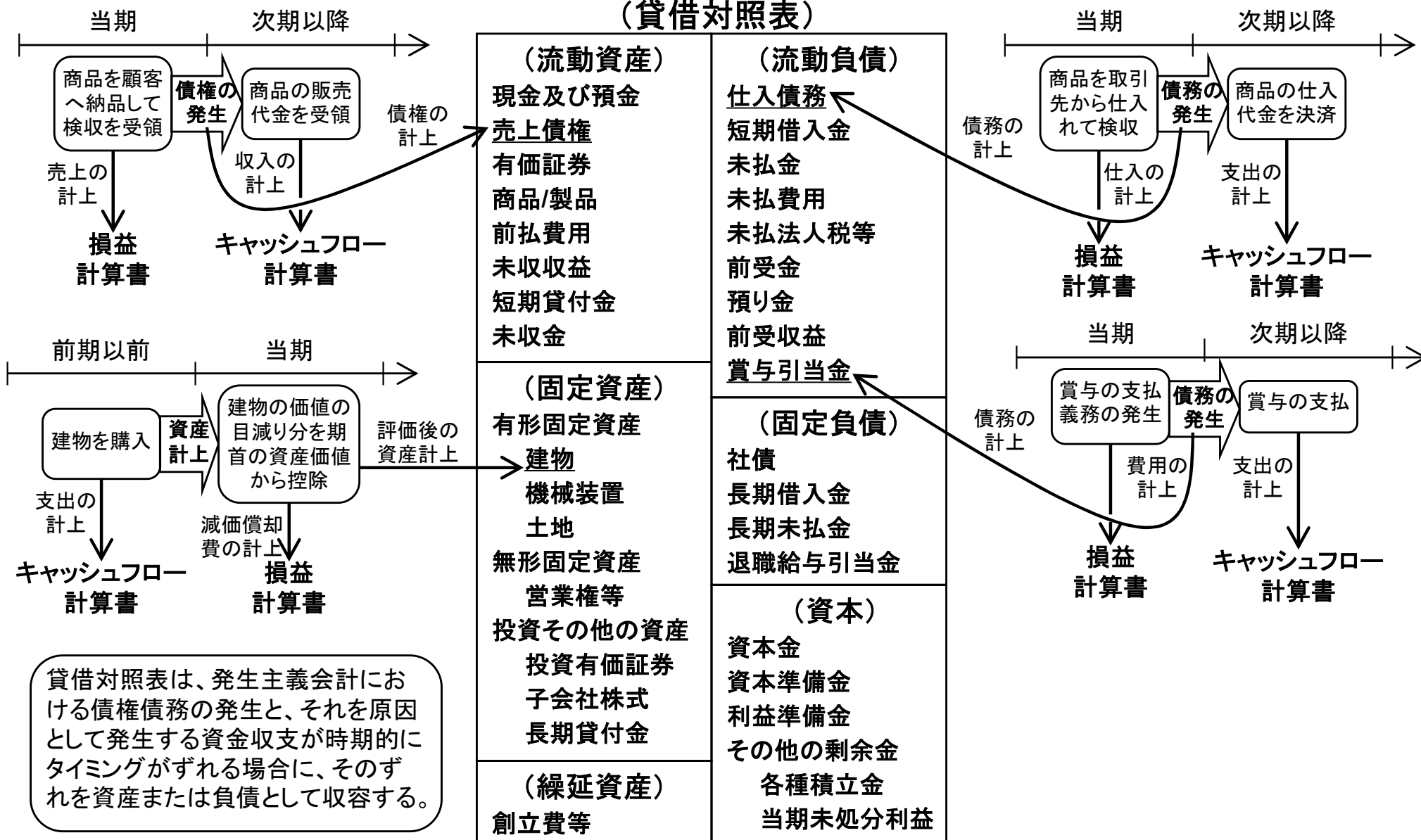


(資金循環プロセスに問題がある状態)



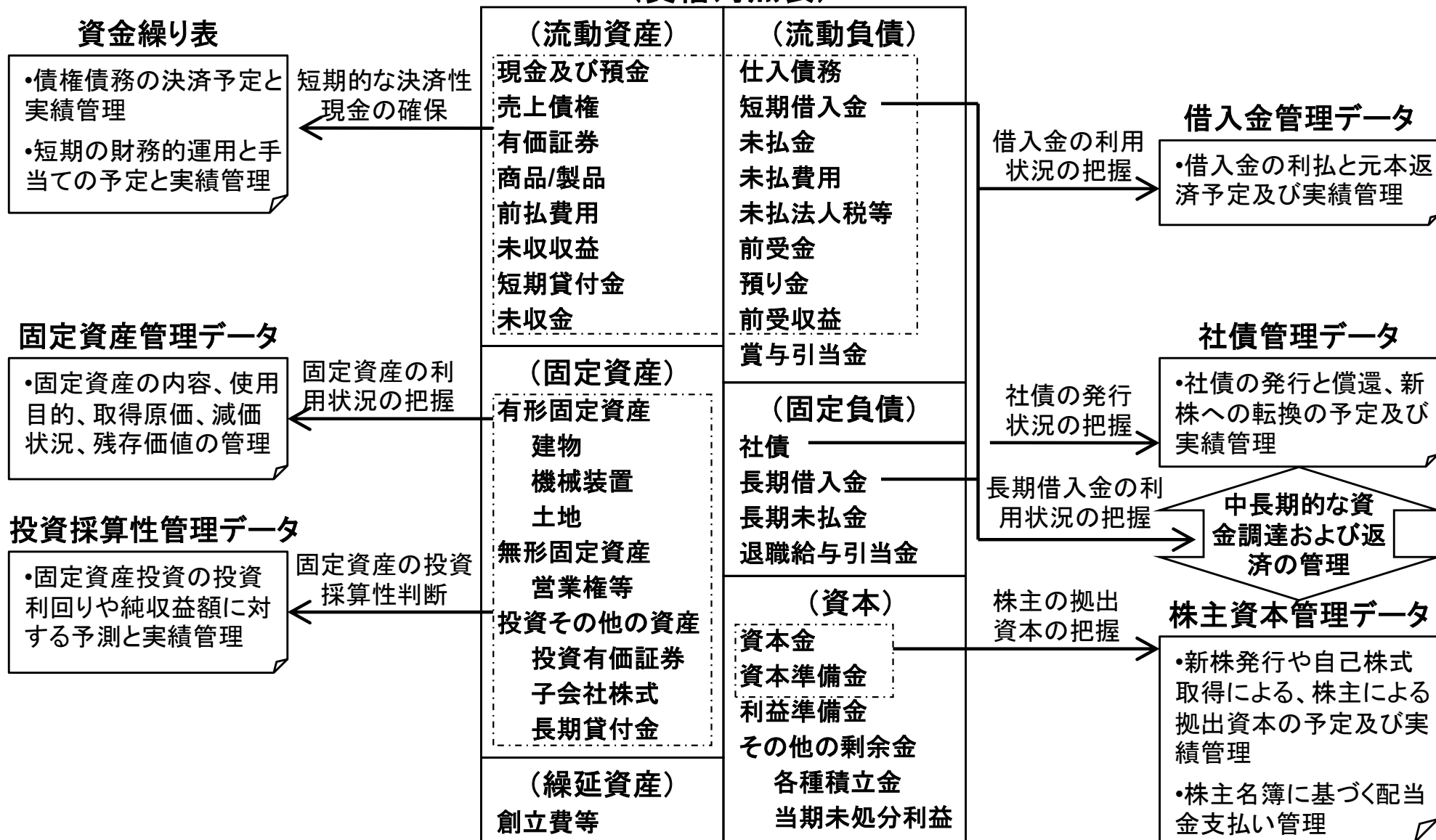
1.6 貸借対照表と発生主義会計

(貸借対照表)

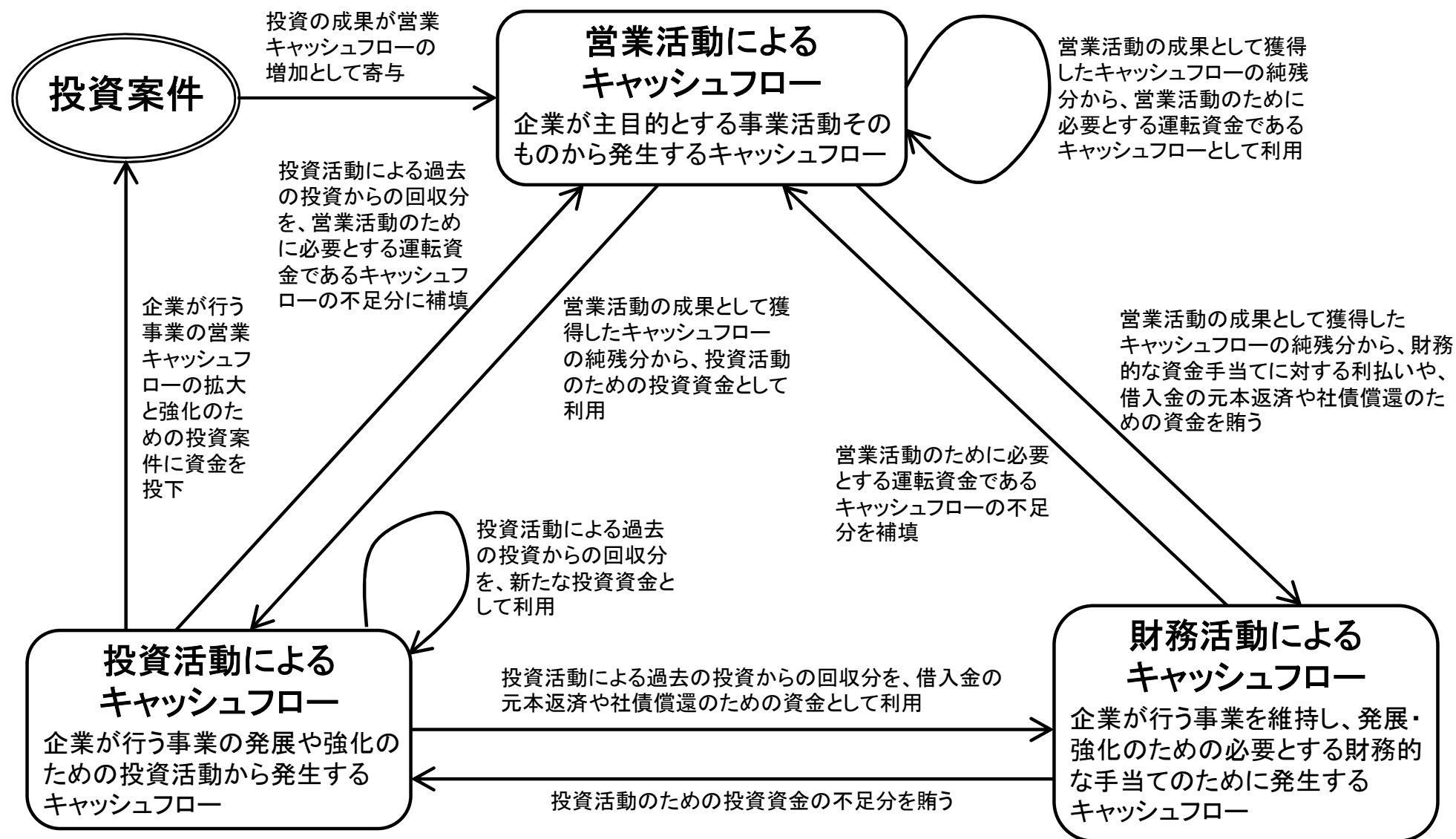


1.7 貸借対照表と管理データ

(貸借対照表)



1.8 キャッシュフロー計算書の体系



1.9 利益とキャッシュフロー

発生主義会計基準の高度化
(金融商品の時価会計、減損会計、年金退職給付会計、他)

乖離を促進

キャッシュフロー = 収入 - 支出

目的

企業の経営実績の事実

キャッシュという事実そのものを基準にして、企業の儲けを客観的に把握する点で優れている。

企業へのキャッシュの流入および流出という事実がキャッシュフローであり、経営者判断の介入が困難。

会計処理

利益 = 収益 - 費用

目的

企業経営者の経営実績の主張

継続企業としての活動成果を、会計期間に便宜的に区分し、各会計期間の事業成果を平準化する点で優れている。

経営判断を基に利益を算定するため、特定の事実に対して経営者の判断により内容が異なる。

特性の相違

(キャッシュフローの定義)

(現金)

(手元現金) 円貨、外貨
(要求払預金) 当座預金、普通預金、通知預金

+

(現金同等物) (換金が容易で価値変動のリスクが僅少な短期投資)

小切手、3ヶ月以内定期預金、譲渡性預金
コマーシャル・ペーパー、公社債投資信託
発行から3ヶ月以内に償還期限到来の社債
外貨建資産、3ヶ月以内の契約期間の現先等

(営業キャッシュフローの表示法)

直接法

(方式) キャッシュフローの総額を計算して表示。

(利点) キャッシュフロー全体の収支状況を把握できる。

(欠点) 作成に手間数が掛かる。

間接法

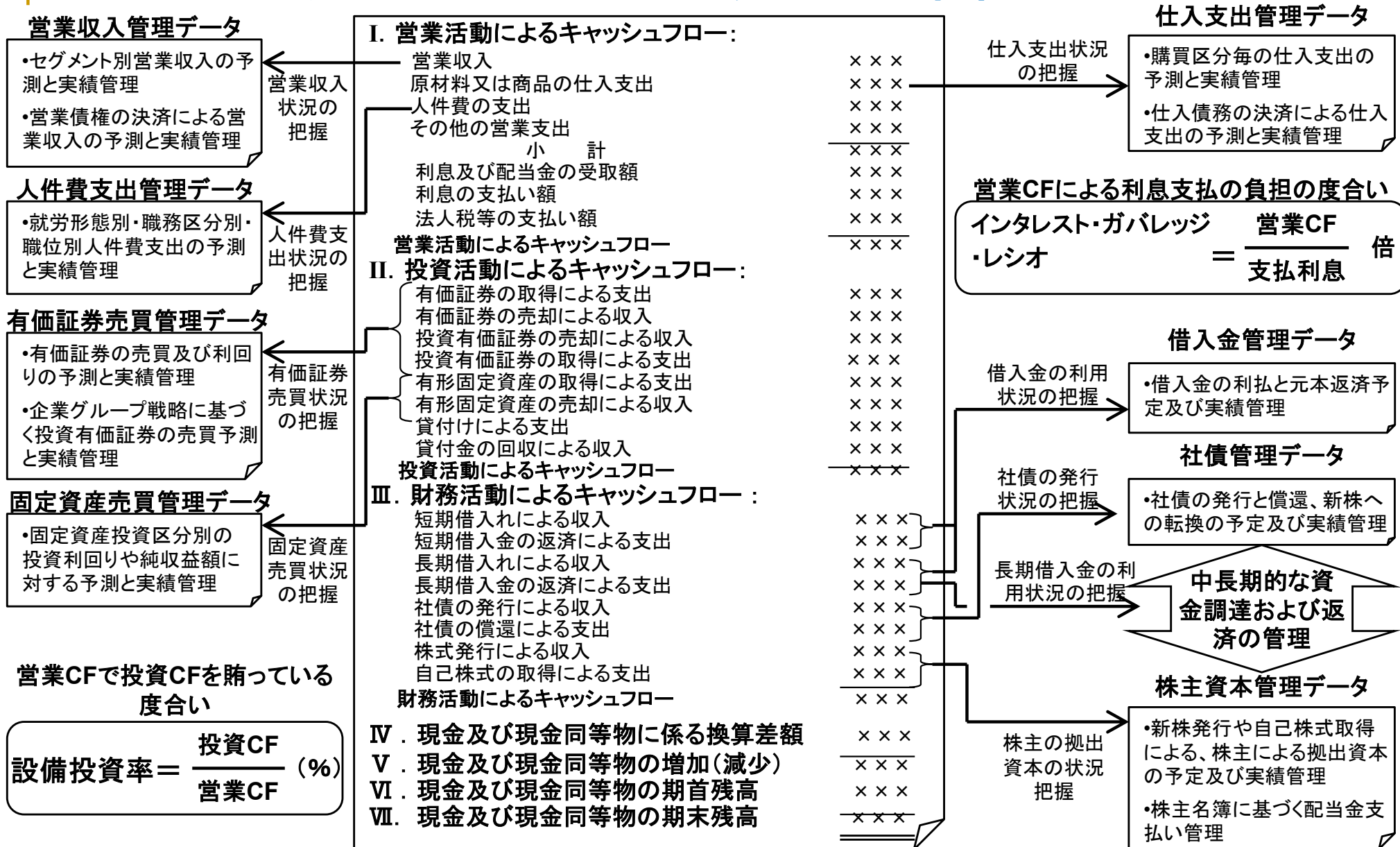
(方式) 税引前当期純利益から調整計算を行って表示。

(利点) 当期純利益とキャッシュフローとの関連が明らかとなる。

(欠点) 作成が容易。

金額は一致

1.10 キャッシュフロー計算書と管理データ



1.11 間接法によるキャッシュフロー計算書

I. 営業活動によるキャッシュフロー:

税引前当期純利益

有形固定資産減価償却費

貸倒引当金増加(減少)額

退職給与引当金増加(減少)額

受取利息及び受取配当金

支払利息

有形固定資産売却益(損)

売上債権の増加(減少)額

棚卸資産の増加(減少)額

仕入債務の増加(減少)額

未払費用の増加(減少)額

前受収益の増加(減少)額

前払費用の増加(減少)額

未収収益の増加(減少)額

役員賞与の支払額

小 計

利息及び配当金の受取額

利息の支払い額

法人税等の支払い額

営業活動によるキャッシュフロー

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

× × ×

直接法と一致

税引前当期純利益を起点として、損益計算書上の営業キャッシュフローに算入しない営業外損益と特別損益を逆算してその影響を排除して、営業利益相当額を計算。

非資金損益項目による損益とキャッシュフローとの乖離を調整計算。

営業活動に係る取引によって生じた資産及び負債の増減に伴うキャッシュフローと、損益との乖離を調整計算。

企業活動の主目的である事業活動を行うために、資金調達し投資を行った結果に対する資金収支であるという因果関係への認識から、営業CF区分に記載。

(損益計算書)

売上高

売上原価

売上総利益

販売費

一般管理費

営業利益

営業外収益

営業外費用

経常利益

特別利益

特別損失

税引前当期純利益

法人税等

税引後当期純利益

直接法では、役員賞与を人件費の支出として含み、小計欄の計算に影響を及ぼしていることとの調和を図るため、間接法でも小計欄の計算項目に含める。

CF区分毎の利益について課税計算することが困難であるという実務上の理由と、営業CFが主な利益を生み出しているため、営業CF区分に記載

1.12 営業キャッシュフローの変動要因

I. 営業活動によるキャッシュフロー:

税引前当期純利益	× × ×
有形固定資産減価償却費	× × ×
貸倒引当金増加(減少)額	× × ×
退職給与引当金増加(減少)額	× × ×
受取利息及び受取配当金	× × ×
支払利息	× × ×
有形固定資産売却益(損)	× × ×
売上債権の増加(減少)額	× × ×
棚卸資産の増加(減少)額	× × ×
仕入債務の増加(減少)額	× × ×
未払費用の増加(減少)額	× × ×
前受収益の増加(減少)額	× × ×
前払費用の増加(減少)額	× × ×
未収収益の増加(減少)額	× × ×
役員賞与の支払額	× × ×
小 計	× × ×
利息及び配当金の受取額	× × ×
利息の支払い額	× × ×
法人税等の支払い額	× × ×
営業活動によるキャッシュフロー	× × ×

償却性有形固定資産の保有規模が大きく、毎期多額の減価償却費を計上する業種業態であると、営業利益に比べて多くの営業キャッシュフローを計上する傾向にある。

信用取引を主体とする販売を行う場合の営業債権に対する貸倒引当金や、多くの正規雇用の社員を抱えて事業を行う場合の将来の退職給付の支払が多額になる場合の退職給付引当金の計上は、営業利益に比べて多くの営業キャッシュフローを計上する傾向にある。

営業利益に反映されている当期売上高に対して、当期の売上債権の純増または純減分を加味して、当期営業収入を算定。



営業利益に反映されている当期売上原価に対して、当期の棚卸在庫の純増または純減分を加味して当期仕入高を、それに仕入債務の純増または純減分を加味して、当期仕入支出を算定。



販売費・一般管理費の発生主義会計における費用計上に対して、その費用に対する支出と乖離させる経過勘定科目について、その影響分を消去することで、販売および一般管理に関する支出額を算定。

1.13 貸借対照表等式に基づくキャッシュフロー 計算書の理解

I. 営業活動によるキャッシュフロー:

税引前当期純利益
有形固定資産減価償却費
貸倒引当金増加(減少)額
退職給与引当金増加(減少)額

.....
有形固定資産売却益(損)
売上債権の増加(減少)額
棚卸資産の増加(減少)額
仕入債務の増加(減少)額
未払費用の増加(減少)額
前受収益の増加(減少)額
前払費用の増加(減少)額
未収収益の増加(減少)額
役員賞与の支払額

小 計

.....
法人税等の支払い額

営業活動によるキャッシュフロー

II. 投資活動によるキャッシュフロー:

III. 財務活動によるキャッシュフロー:

項目
に
展開

(貸借対照表等式) 資産 = 負債 + 資本

資産、負債および資本の正味期中増減額差異(Δ)にも成立

Δ現金及び現金同等物 + Δその他の資産 = Δ負債 + Δ資本

キャッシュフローの増減要因となるものを右辺に集合

Δ現金及び現金同等物 = -Δその他の資産 + Δ負債 + Δ資本

キャッシュフローの増減要因の内容を細分化

Δ現金及び現金同等物 =

-{(Δ売上債権-Δ貸倒引当金)+Δ棚卸資産+Δ有価証券+Δ経過勘定科目+Δ
その他の流動資産+Δ有形固定資産+Δ無形固定資産+Δ投資その他の資産+Δ
繰延資産}

+ {Δ仕入債務+Δ借入金+Δ社債+Δ負債性引当金+Δ経過勘定科目+
Δその他の負債} + {Δ資本剰余金+Δ利益剰余金}

キャッシュフローの増減要因を間接法によるキャッシュフロー計算書で
提示される勘定科目の内容で置き換え(下線は営業CFの構成項目)

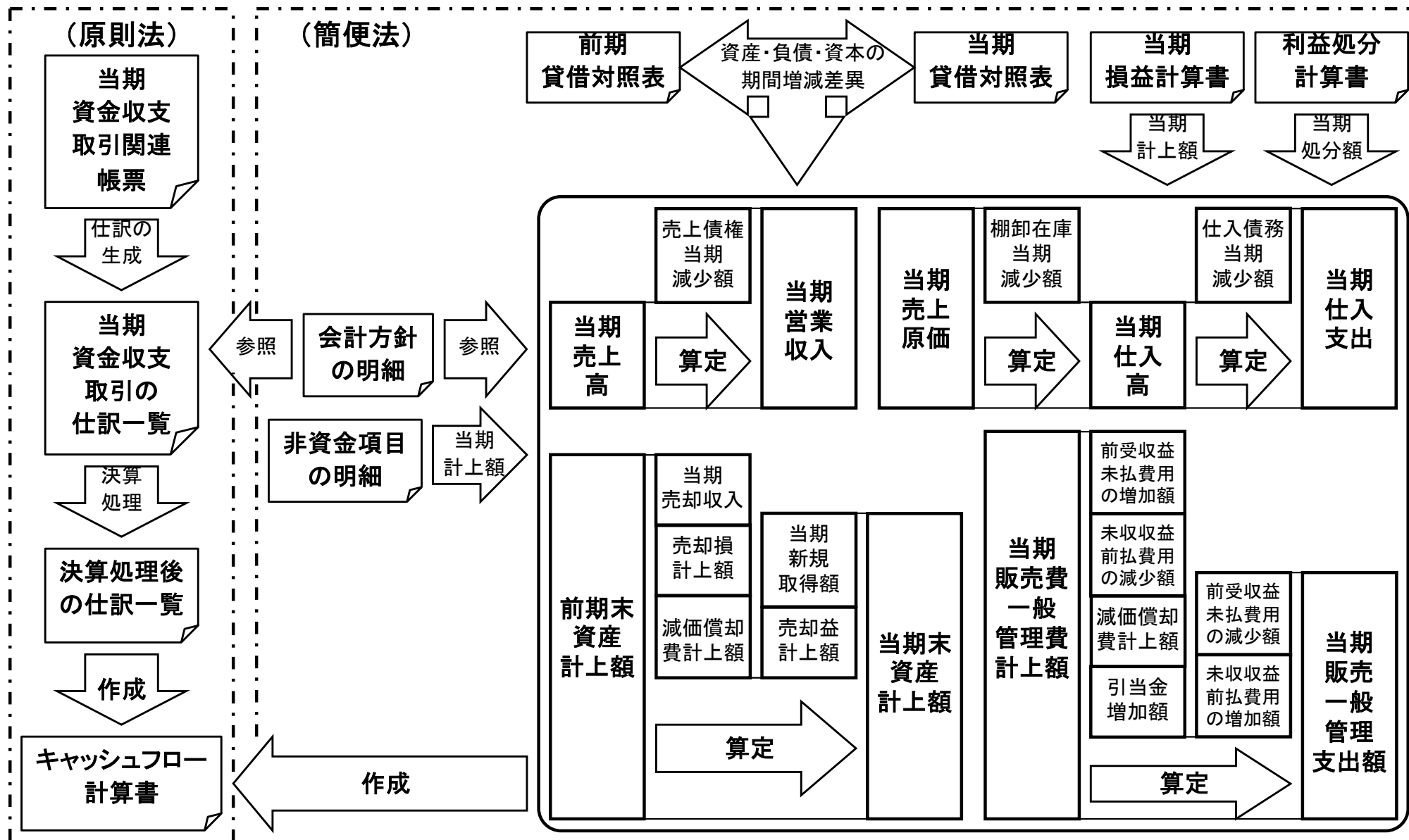
Δ現金及び現金同等物 =

-{(Δ売上債権-Δ貸倒引当金)+Δ棚卸資産+(有価証券売買収支額±売却・評価損益)+Δ経過
資産勘定科目+Δその他の流動資産+(有形固定資産売買収支額-減価償却費±売却・評価損
益)+(無形固定資産売買収支額-償却額±売却・評価損益)+Δ投資その他の資産+(繰延資産
支出-償却額)} + (利息収入-(受取利息-Δ未収利息+Δ前受利息)) - (利息支出-(支
払利息-Δ未払利息+Δ前払利息))

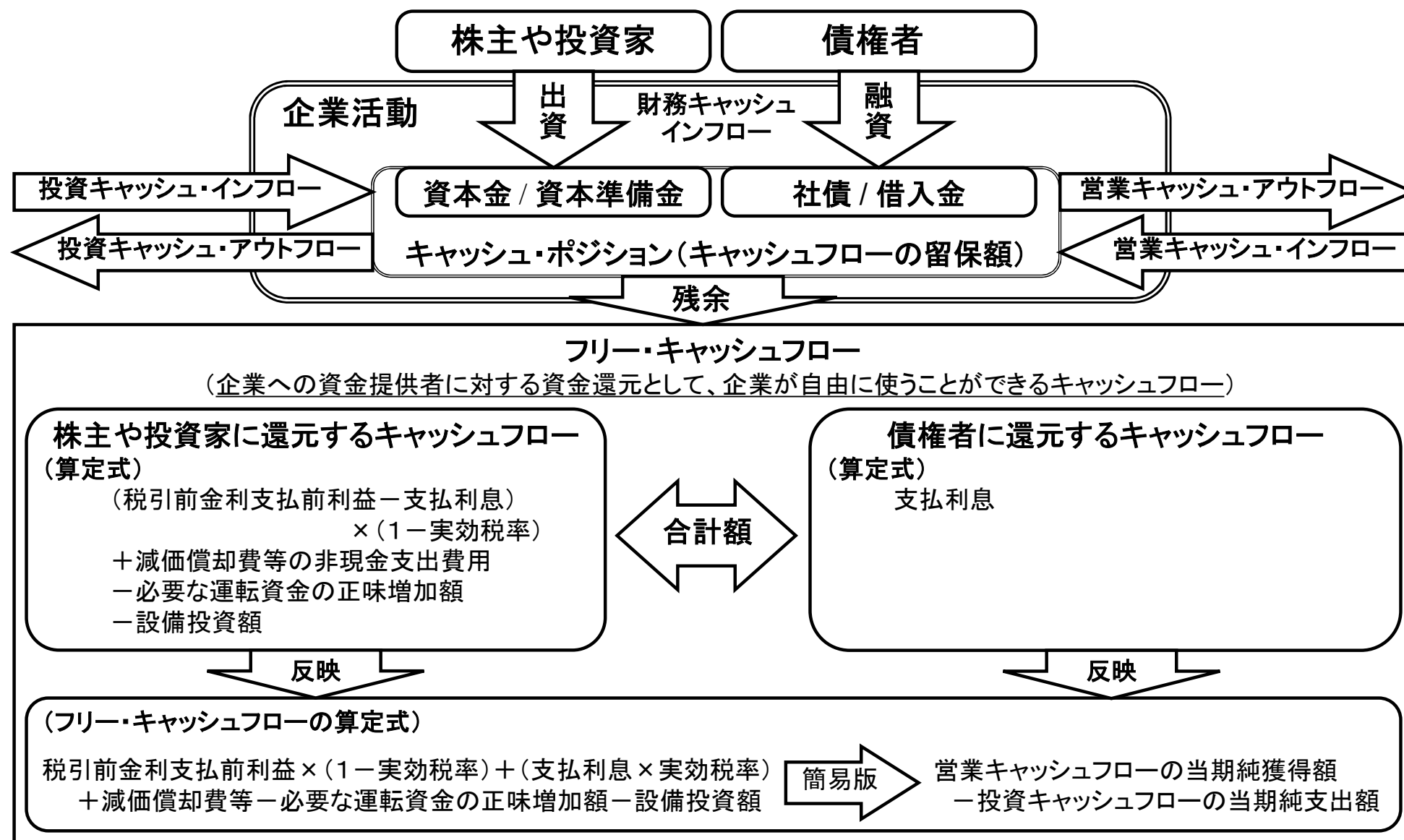
+ {Δ仕入債務+Δ借入金+Δ社債+Δ負債性引当金+Δ経過負債勘定科目+Δその他の流動負
債}

+ {Δ資本剰余金+(税引前当期純利益-法人税等±未払法人税等-利益処分支出額)}

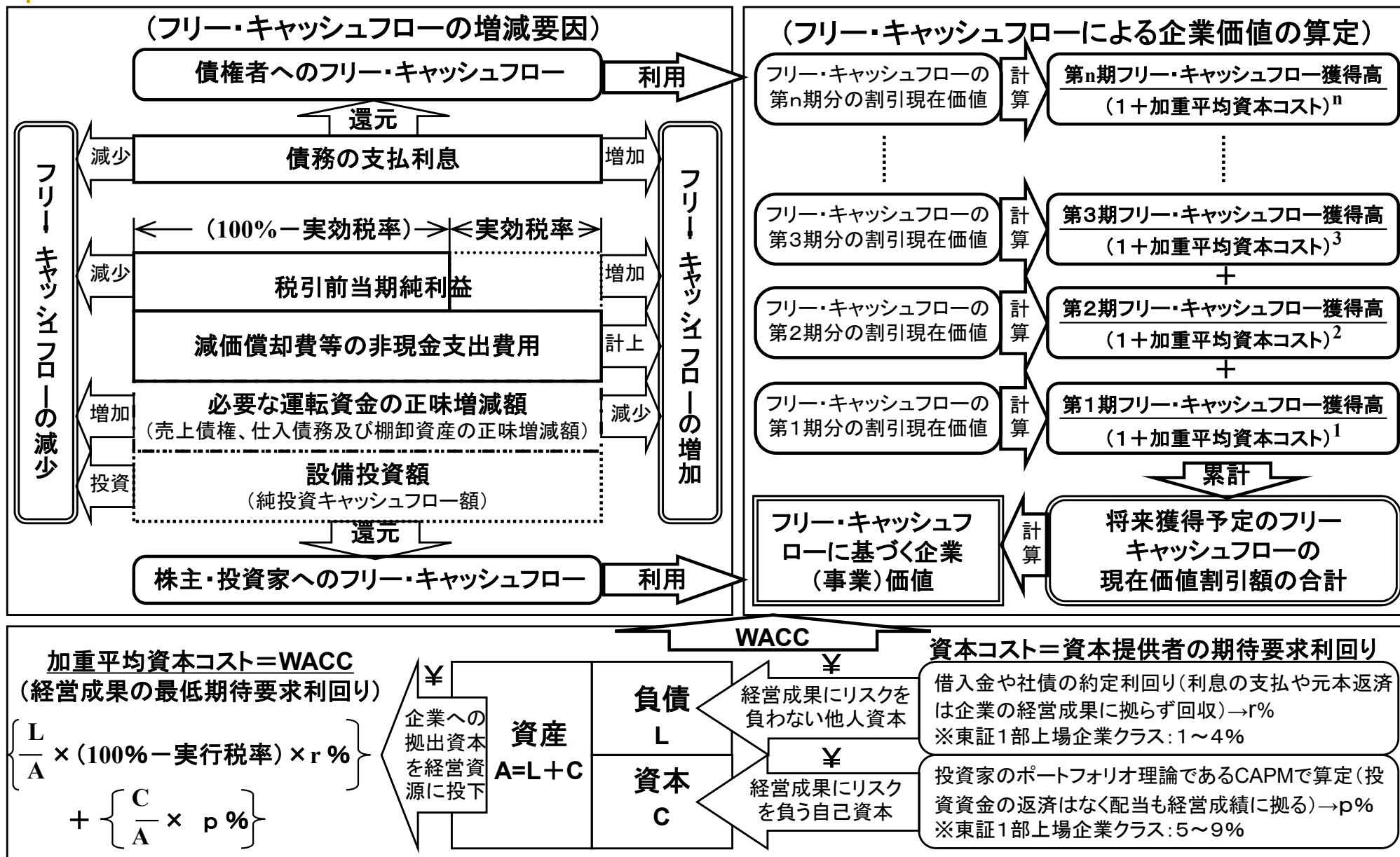
1.14 キャッシュフロー計算書の作成法



1.15 フリー・キャッシュフローと算定法



1.16 フリー・CFの増減要因と企業（事業）価値



1.17 フリー・キャッシュフローの計算例

(貸借対照表による期中増減)

(損益計算書)

売上高	2,000
期首棚卸高	300
当期仕入高	1,200
合計	1,500
期末棚卸高	500
売上総利益	1,000
減価償却費	200
税引前・金利支払前	
当期純利益	800
支払利息(未払未収なし)	300
税引前当期純利益	500
税金(実効税率40%)	200
税引後当期純利益	300

(売上債権)

期首有高	400
当期発生高	2,000
合計	2,400
当期回収高	1,800
期末有高	600

(仕入債務)

期首有高	300
当期発生高	1,200
合計	1,500
当期支払高	1,100
期末有高	400

(棚卸在庫及び債権債務の正味増加額)

$$\underbrace{(500 - 300)}_{\text{棚卸在庫}} + \underbrace{(600 - 400)}_{\text{売上債権}} - \underbrace{(400 - 300)}_{\text{仕入債務}} = +300$$

(フリー・キャッシュフローの算定式)

減価償却費	+200
税引前・金利支払前純利益 × (1 - 実行税率)	+480
債務の利息支出 × 実行税率	+120
必要な運転資金の正味増加	-300
設備投資額	-100
当期フリー・キャッシュフロー獲得高	+400

キャッシュフロー計算書の
純投資キャッシュフローの金額

1.18 企業（事業）価値算出式の導出

$$V = \frac{FCF_1}{(1+k)} + \frac{FCF_2}{(1+k)^2} + \dots$$

一般式を単純化

$$V = \frac{FCF}{(1+k)} + \frac{FCF(1+g)}{(1+k)^2} + \frac{FCF(1+g)^2}{(1+k)^3} + \frac{FCF(1+g)^3}{(1+k)^4} + \dots$$

式の変形

$$(1+k)V = FCF + (1+g) \left\{ \frac{FCF}{(1+k)} + \frac{FCF(1+g)}{(1+k)^2} + \dots \right\}$$

式の変形

$$(1+k)V = FCF + (1+g)V$$

式の導出

$$V = \frac{FCF}{(k-g)}$$

一定額のフリー・キャッシュフローに定率の企業（事業）成長率を加味した場合の、企業（事業）価値の算式

V : 企業（事業）価値

FCF_t : 第t期に稼得したフリー・キャッシュフロー

FCF : 每期一定額のフリー・キャッシュフロー

g : 企業（事業）の成長率

k : 加重平均資本コスト

1.19 企業（事業）価値の算定例

（加重平均資本コストが10%である場合の、企業価値の算出例）

	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年以降
FCF	1,000.00	1,080.00	1,166.40	1,236.38	1,285.84	1,311.56
成長率	—	8%	8%	6%	4%	2%
割引価値	909.10	892.56	876.33	844.47	798.41	9,254.24
価値累計	—	1,801.66	2,677.99	3,522.46	4,320.87	13,575.11

$$1,000.00 \times 1.08$$

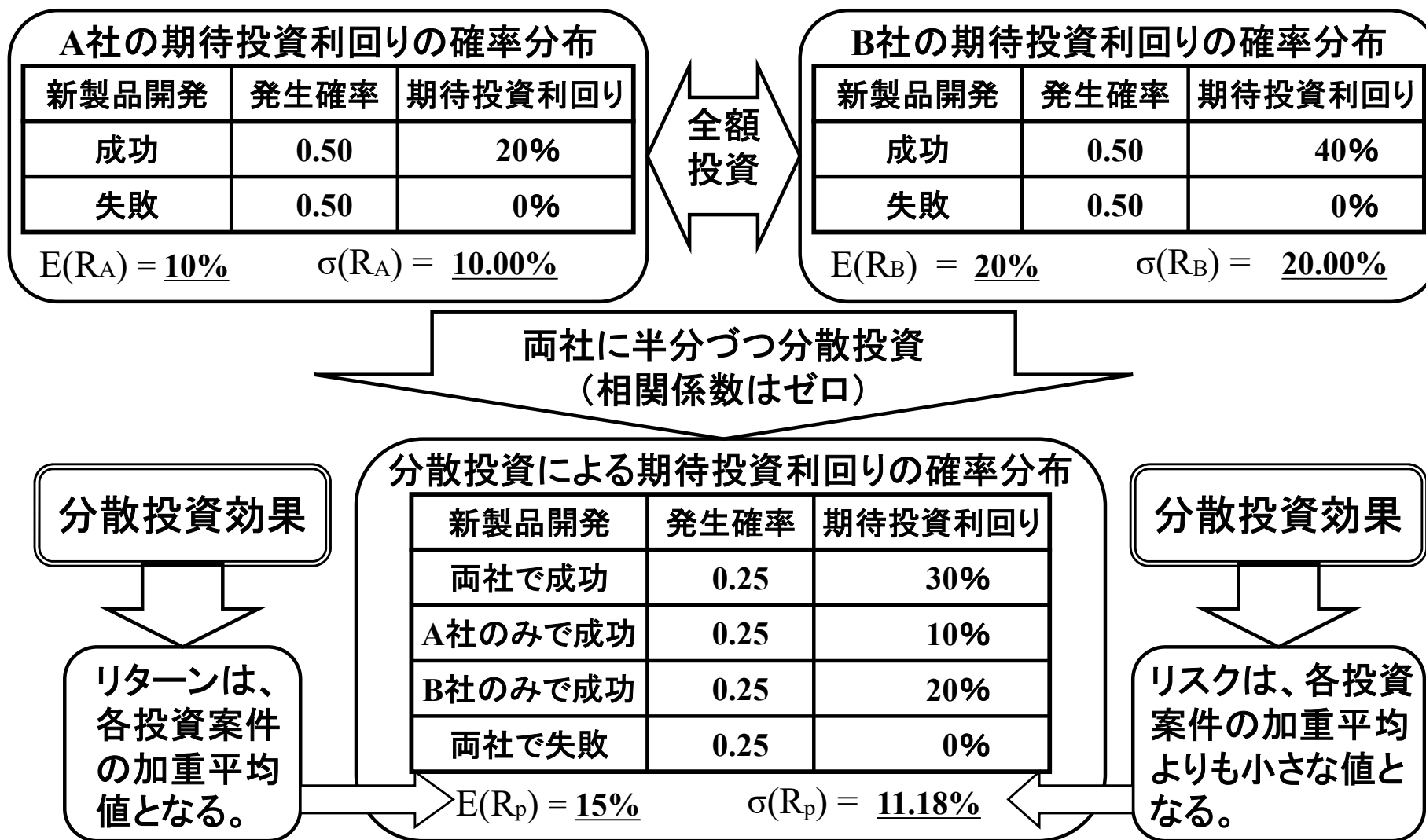
$$\frac{1,166.40}{(1 + 0.10)^3}$$

$$\frac{1,311.56}{0.10 - 0.02} = 16,394.45$$

$$\frac{16,394.45}{(1 + 0.10)^6} = 9,254.24$$

企業（事業）
価値

1.20 リスク資産への分散投資効果の例（参考）



1.21 投資のポートフォリオ効果（参考）

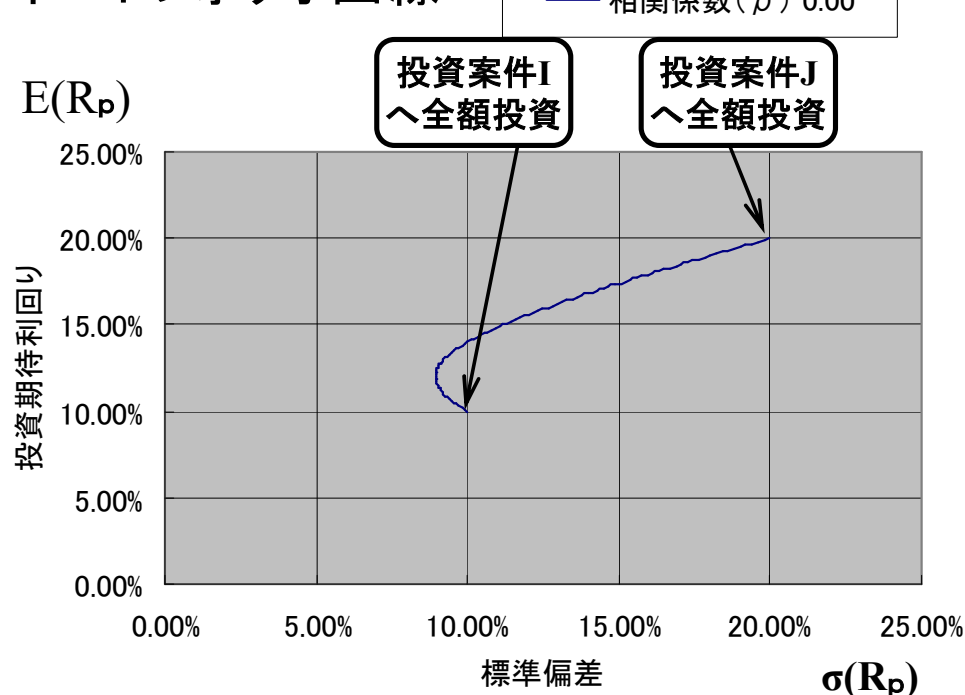
分散投資効果

リターン: $E(R_p) = X_I E(R_I) + (1 - X_I) E(R_J)$

リスク: $\sigma(R_p) = \sqrt{X_I^2 \sigma_I^2 + (1 - X_I)^2 \sigma_J^2 + 2X_I(1 - X_I) \sigma_I \sigma_J \rho_{IJ}}$

相関係数 $\rho_{IJ} = 0$ を仮定

ポートフォリオ曲線

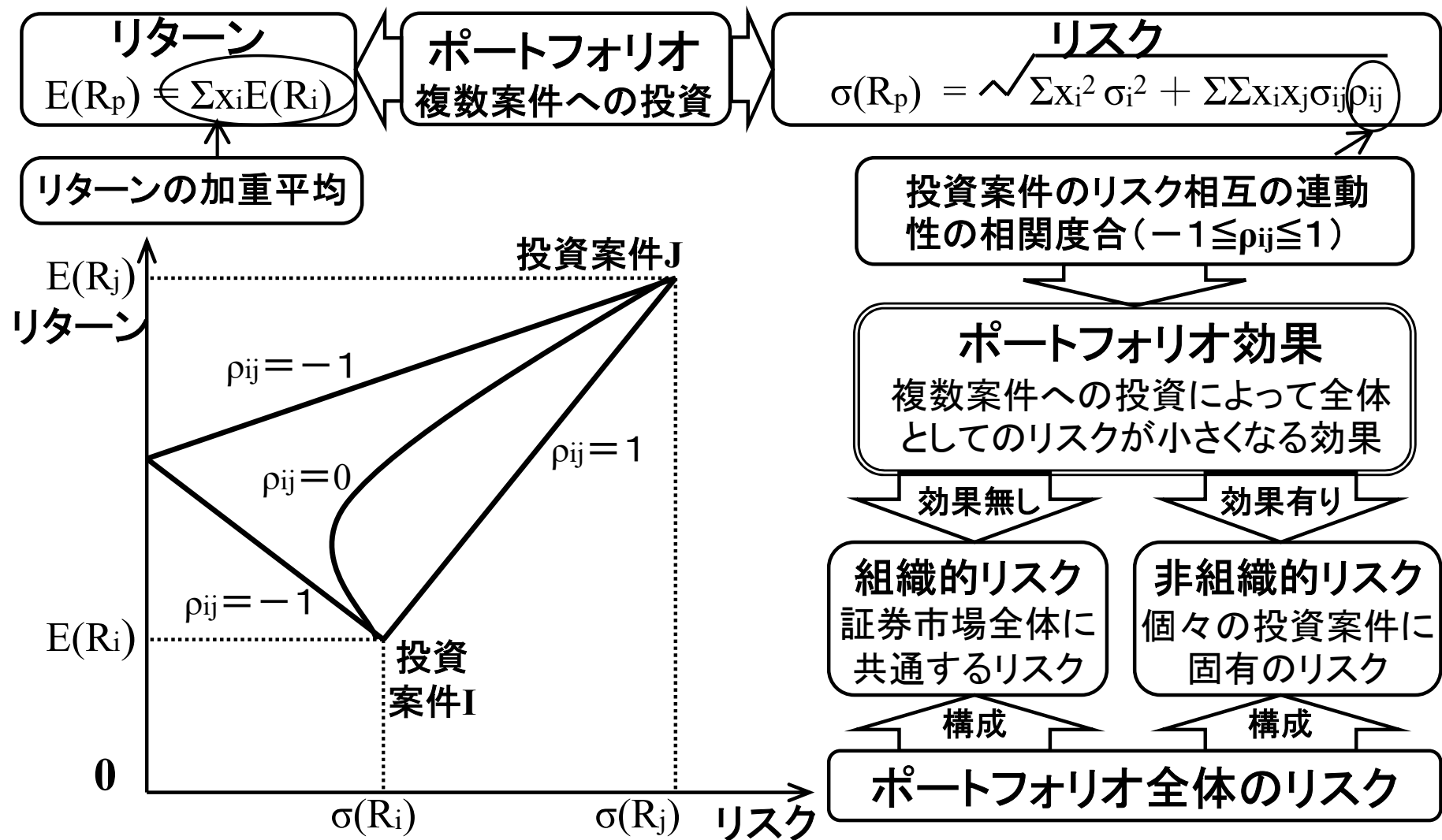


	投資案件I	投資案件J
リターン	10.00%	20.00%
リスク	10.00%	20.00%

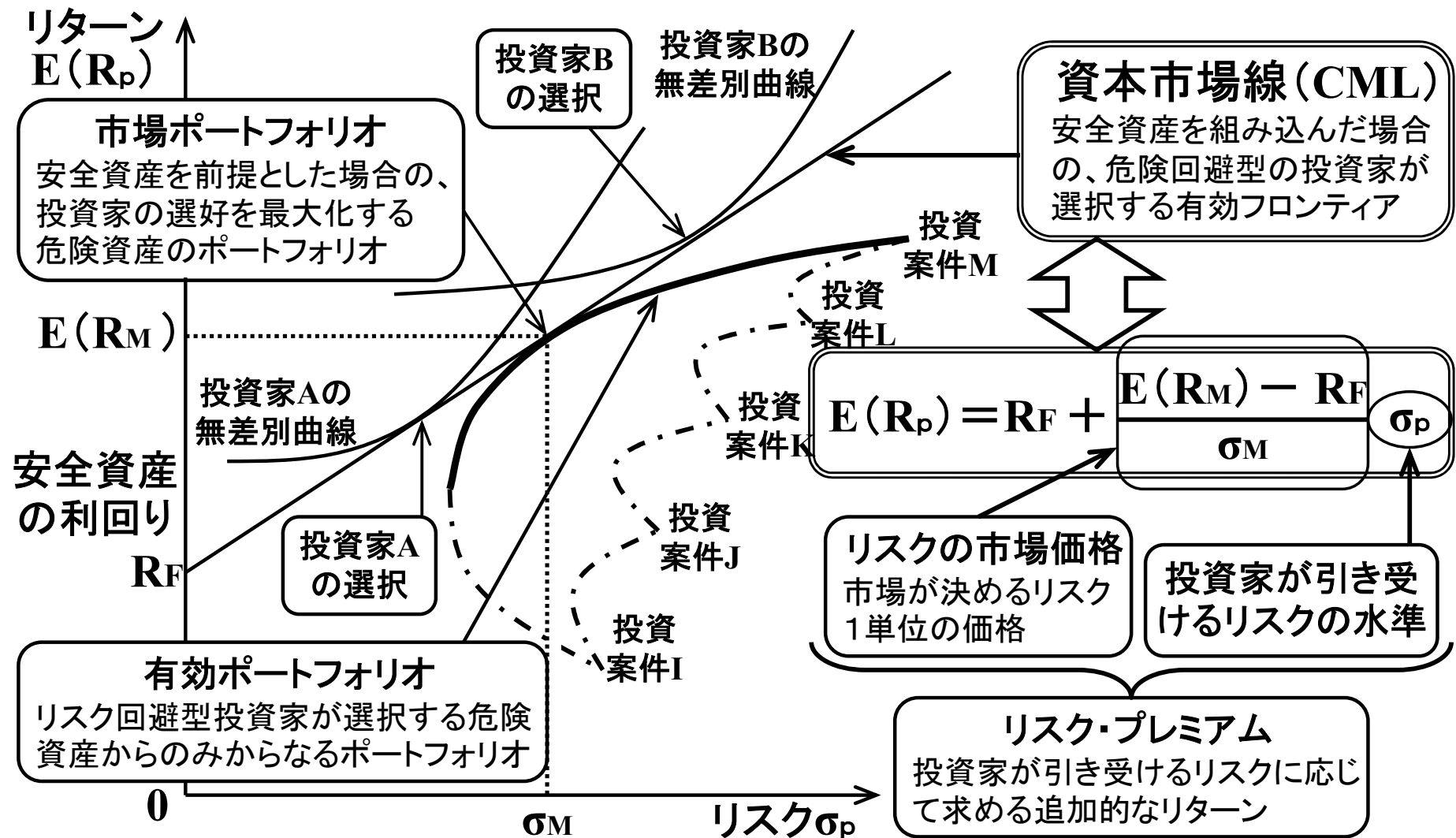
投資案件Iへの投資割合 (X_I)	投資案件Iへの投資割合 ($1 - X_I$)	リターン ($E(R_p)$)	リスク ($\sigma(R_p)$)
0%	100%	20.00%	20.00%
10%	90%	19.00%	18.03%
20%	80%	18.00%	16.12%
30%	70%	17.00%	14.32%
40%	60%	16.00%	12.65%
50%	50%	15.00%	11.18%
60%	40%	14.00%	10.00%
70%	30%	13.00%	9.22%
80%	20%	12.00%	8.94%
90%	10%	11.00%	9.22%
100%	0%	10.00%	10.00%

リスク最小

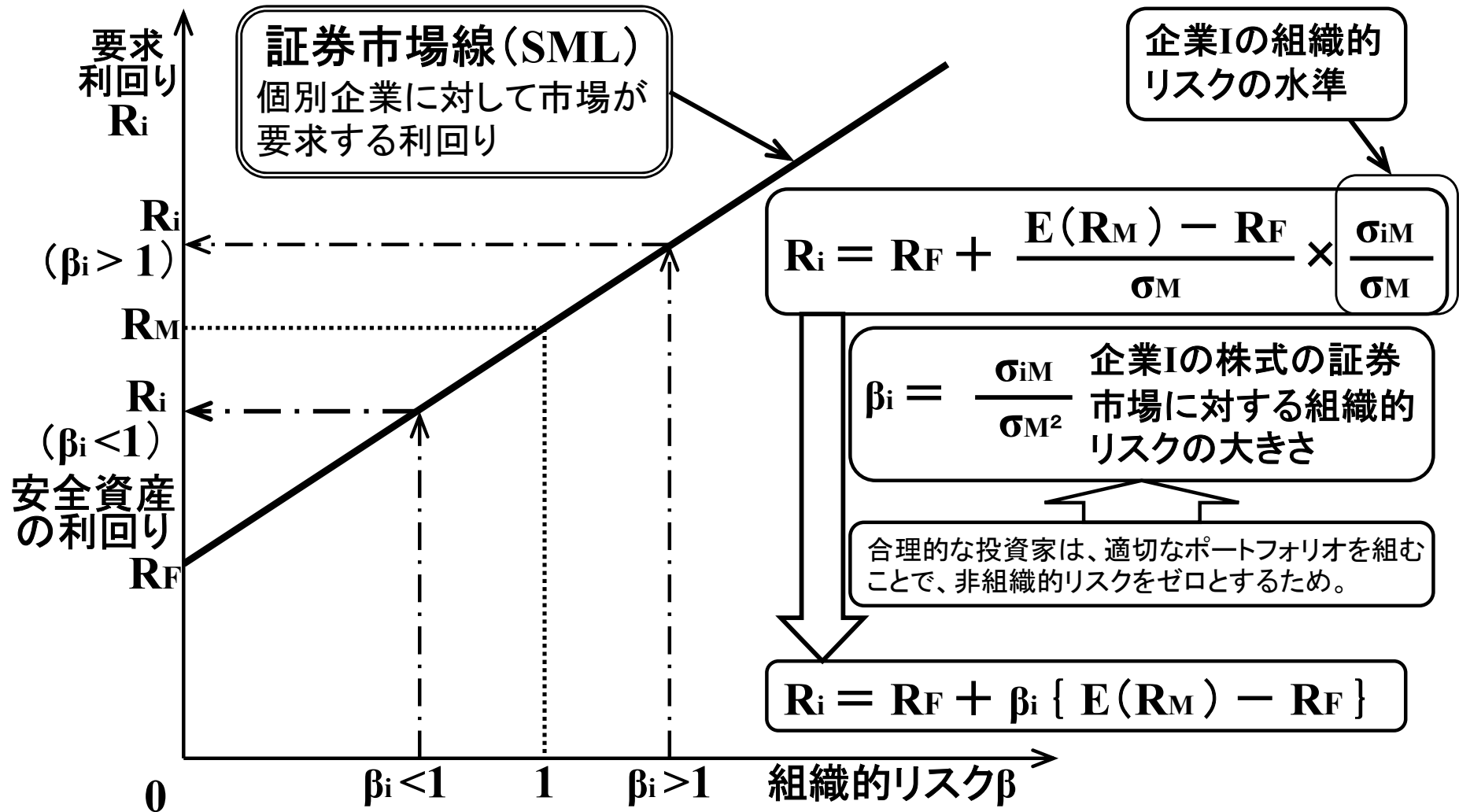
1.22 投資家のポートフォリオ効果（参考）



1.23 ポートフォリオによる資本市場線（参考）

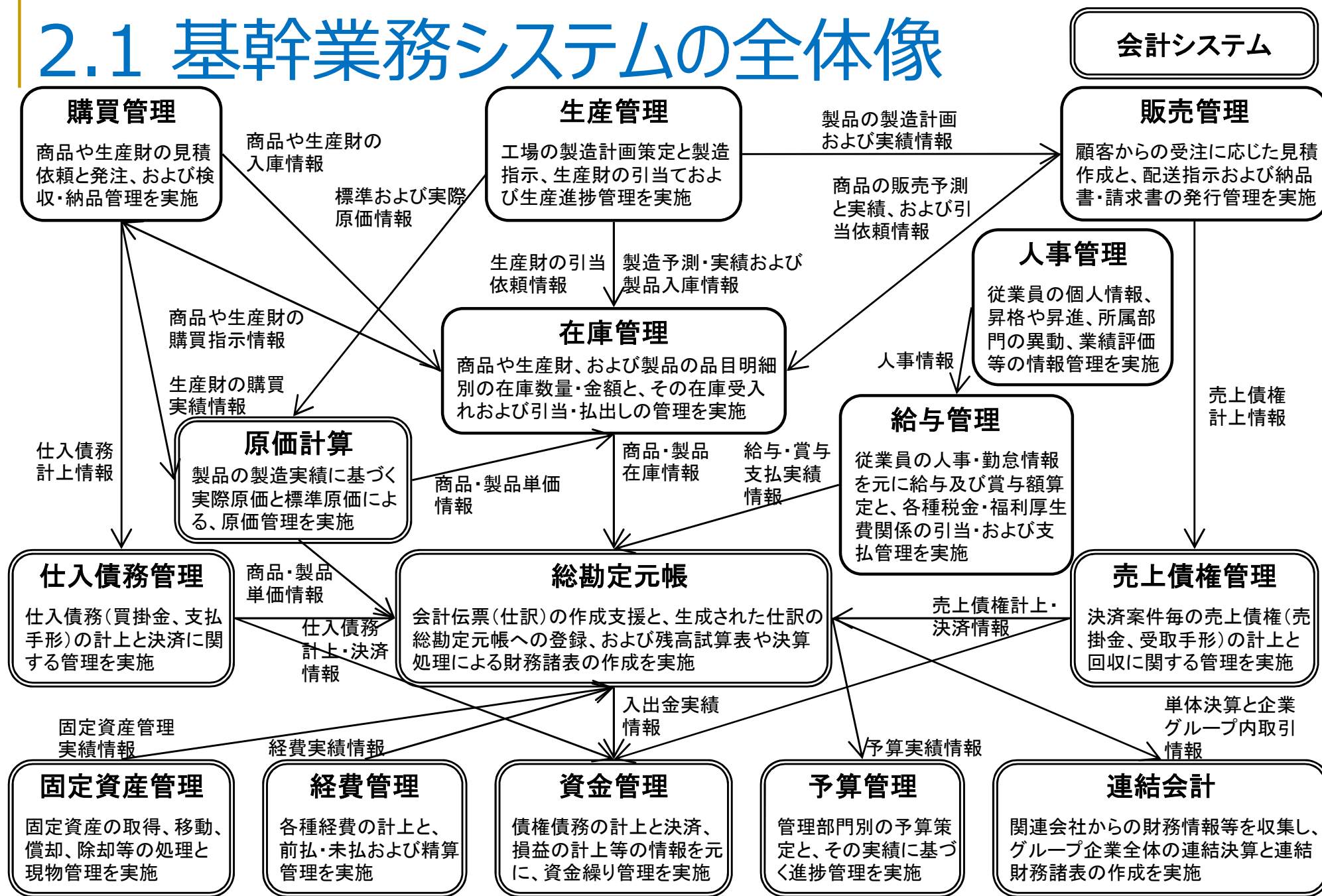


1.24 CAPMによる自己資本コスト（参考）

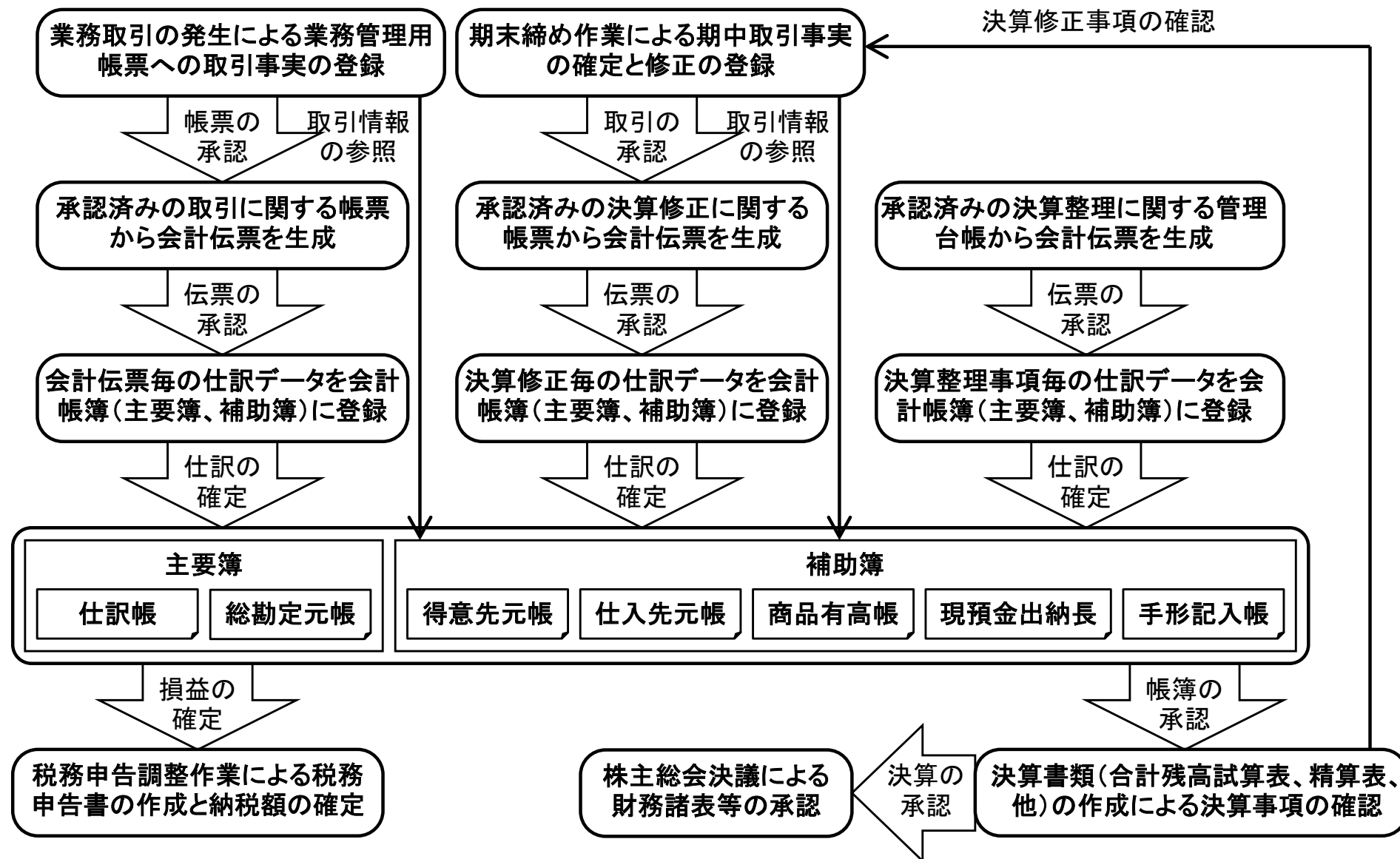


2. 会計システムと業務プロセス

2.1 基幹業務システムの全体像



2.2 会計業務の概要



2.3 会計システムの機能概要

経理業務サイクル区分毎の会計システムの機能概要		
日々の業務	管理サイクル単位の業務	期毎の業務
・業務取引の帳票上のデータから、その決裁に伴い会計伝票を(半)自動的に生成し、システムに登録(含む修正・抹消取引) ・業務取引の事実を証明する(電子)証憑と、当該取引についての会計伝票との対応付けと管理	・確定した得意先への請求書の(半)自動発行や売上債権の入金消し込み支援 ・確定した取引先への仕入債務や未払金の決済用(ファーム・バンキング)データの(半)自動作成 ・給与等の支払用(ファーム・バンキング)データの(半)自動作成 ・商品単価の確定と、予実管理データの作成支援 ・製品単価確定のための原価計算の支援 ・商品や製品の実際単価の確定と予実管理支援 ・資金繰り上の実績管理と資金繰り予測支援 ・管理会計上の決算作業支援と管理セグメント毎の予実管理支援 ・予算修正のための作業支援	・決算修正・整理用仕訳の(半)自動生成や作成支援 ・会計監査や税務調査用データの作成支援 ・財務会計上の決算書や税務申告書の作成支援 ・管理セグメント毎の予算作成支援

支援

会計システムの機能単位

会計伝票(仕訳)の作成支援機能

- ・標準仕訳パターンに登録による簡易伝票(仕訳)生成支援
- ・定期定額仕訳に登録による定型伝票(仕訳)の(半)自動生成
- ・取引修正・抹消のための反対仕訳の(半)自動生成
- ・会計伝票の承認による付番
- ・証憑や帳票と、会計伝票との関係付け
- ・内部統制用の会計伝票の登録・変更履歴データの保存
- ・会計帳簿の締め切りによる会計伝票の確定と変更排除

管理帳票や決算書の作成支援機能

- ・主要簿と補助簿についての明細および残高データの照会と出力
- ・会計帳簿からの決算作業支援と決算書や申告書の作成と出力
- ・連結決算支援と決算書の作成と出力

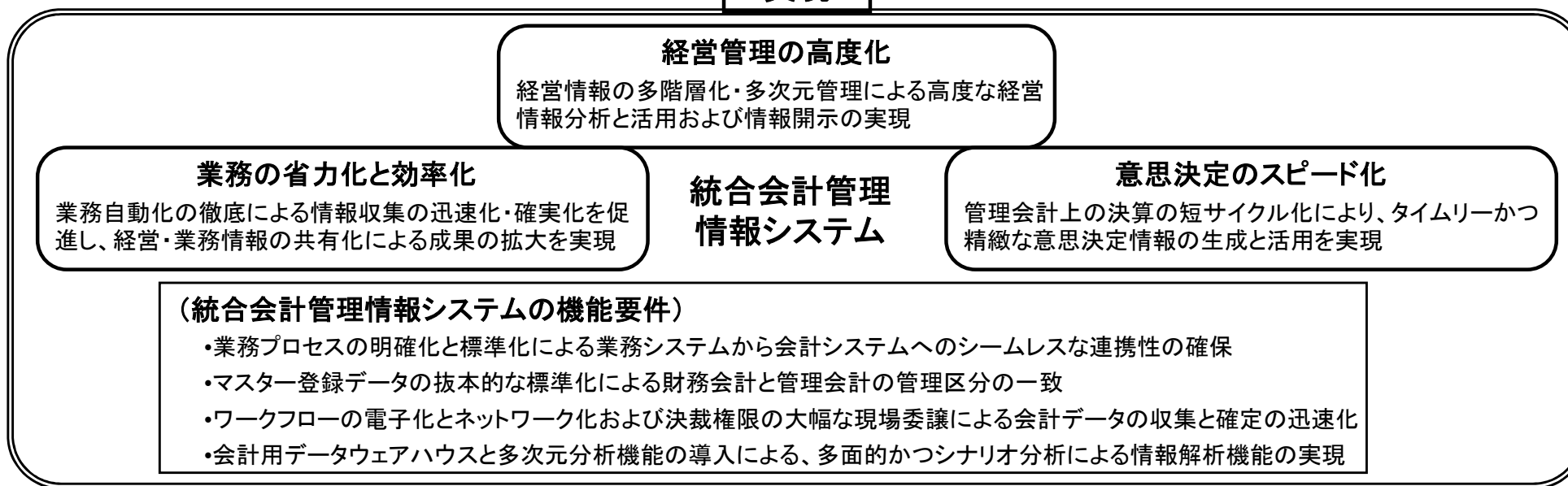
その他の機能

- ・原価計算における原価管理用データ作成と製造原価報告書作成支援
- ・消費税の計上と申告
- ・外貨建取引に関する外貨金額の邦貨換算
- ・証憑管理と電子帳簿保存法への対応

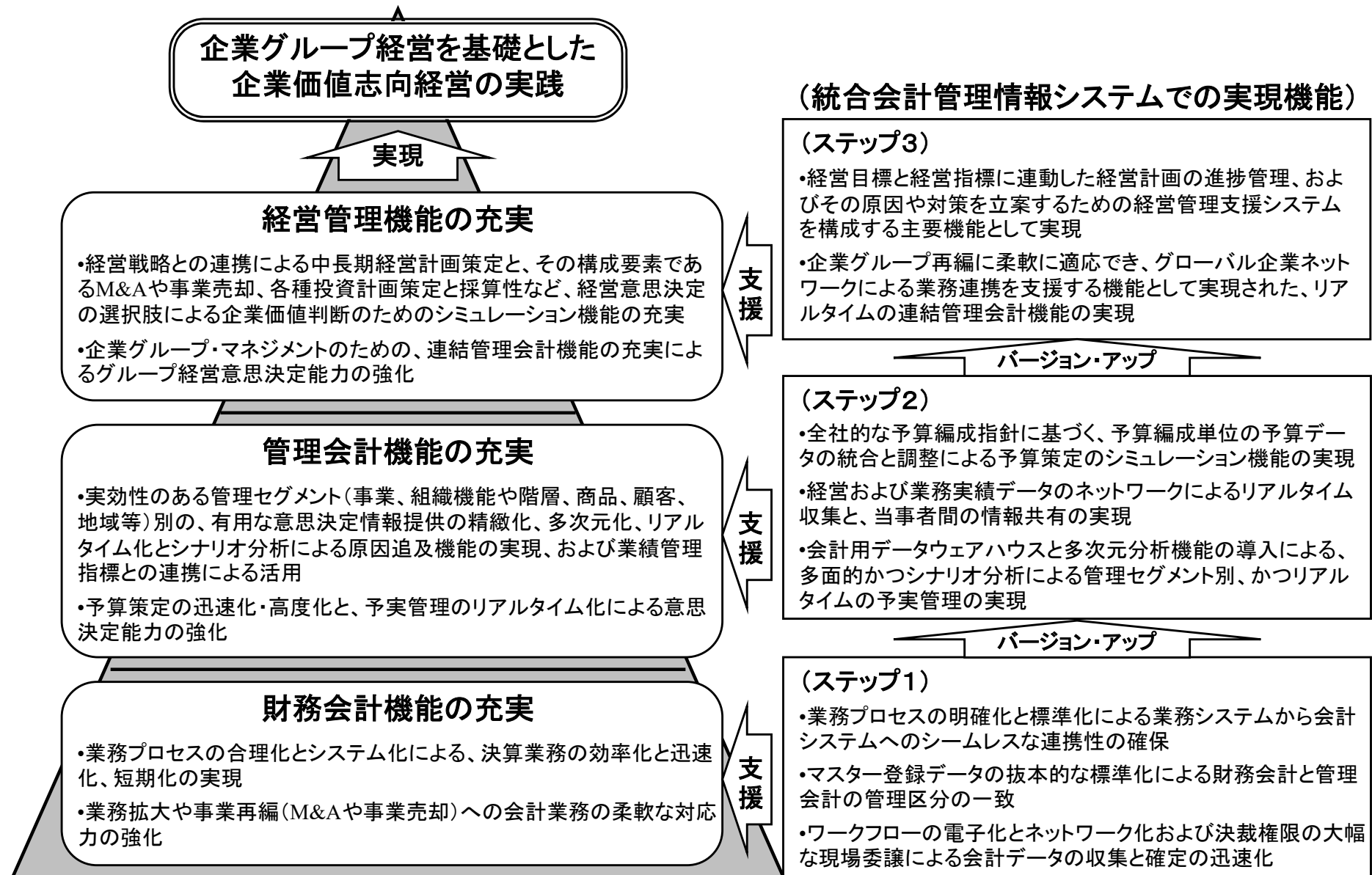
2.4 会計システムの方向性

財務会計の動向	管理会計の動向
投資判断に必要とする意思決定情報の、世界的規模でのディスクロージャーの標準化(国際会計基準:IAS)	経営および業務意思決定情報の柔軟かつ迅速な提供
(ディスクロージャー情報の要件) • 的確な投資判断を導くための時価主義会計による貸借対照表で開示される情報の重視 • ディスクロージャーのタイミングの短期化(証券取引法上は半期、東京証券取引所の上場企業への要請として四半期単位) • 企業活動の経済的実態を重視した企業グループ単位の連結決算の重視 • 企業(事業)価値の判断根拠となるキャッシュフロー計算書の開示 • 事業セグメント別の業績開示	(管理意思決定情報の要件) • 組織階層別、事業特性区分別、職務要件別のニーズに応じた管理意思決定情報のきめ細かな提供 • 管理意思決定情報へのニーズ変化に対応できるデータ加工への柔軟な対応性と、データ相互間の関連性の確保 • 管理意思決定情報提供の迅速化・短期化(管理会計上の決算時期の、月次決算から週次、日次決算への移行) • 管理会計と財務会計との情報の連携性の確保による経理業務の省力化と、企業内外の経営管理セグメントの一致

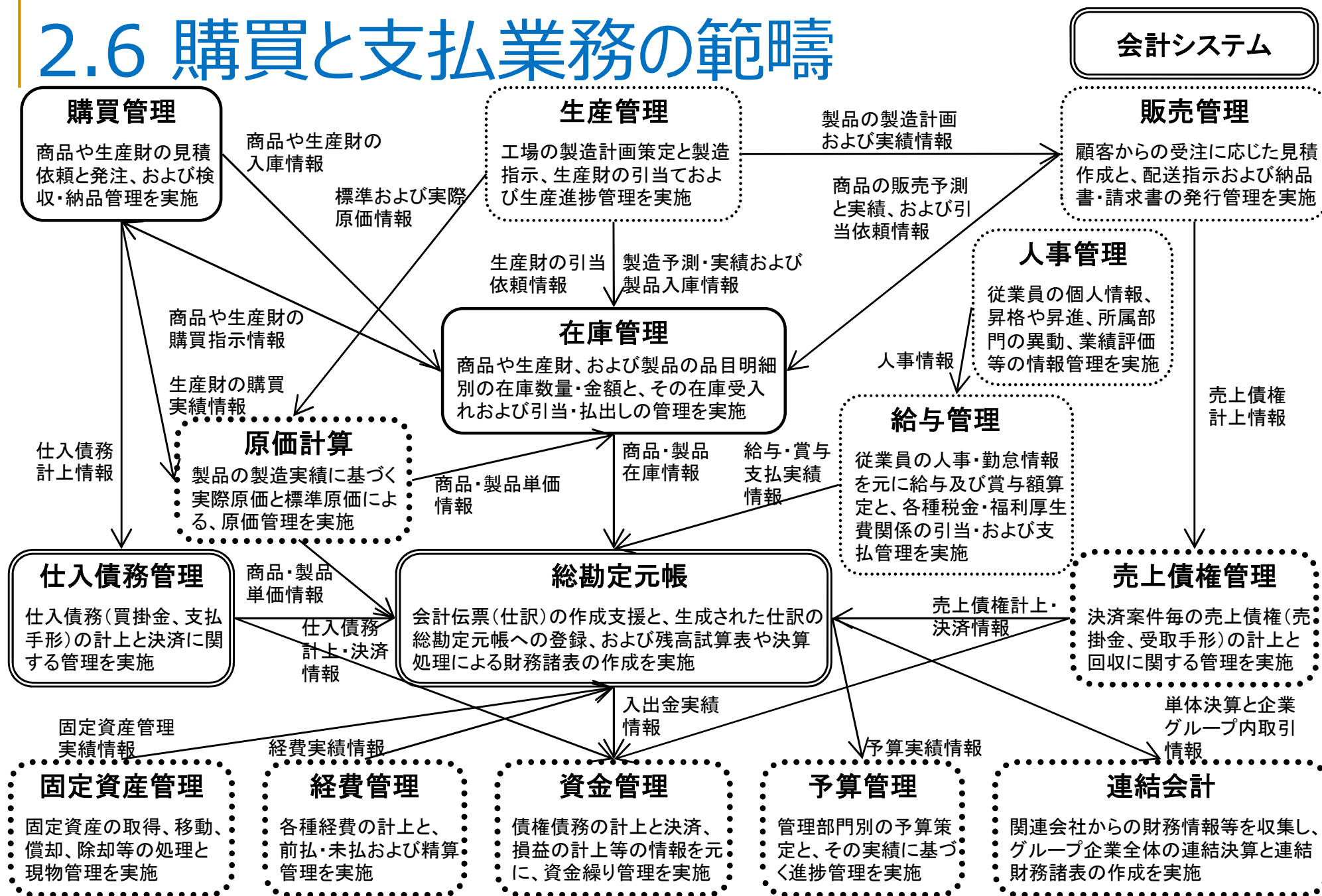
実現



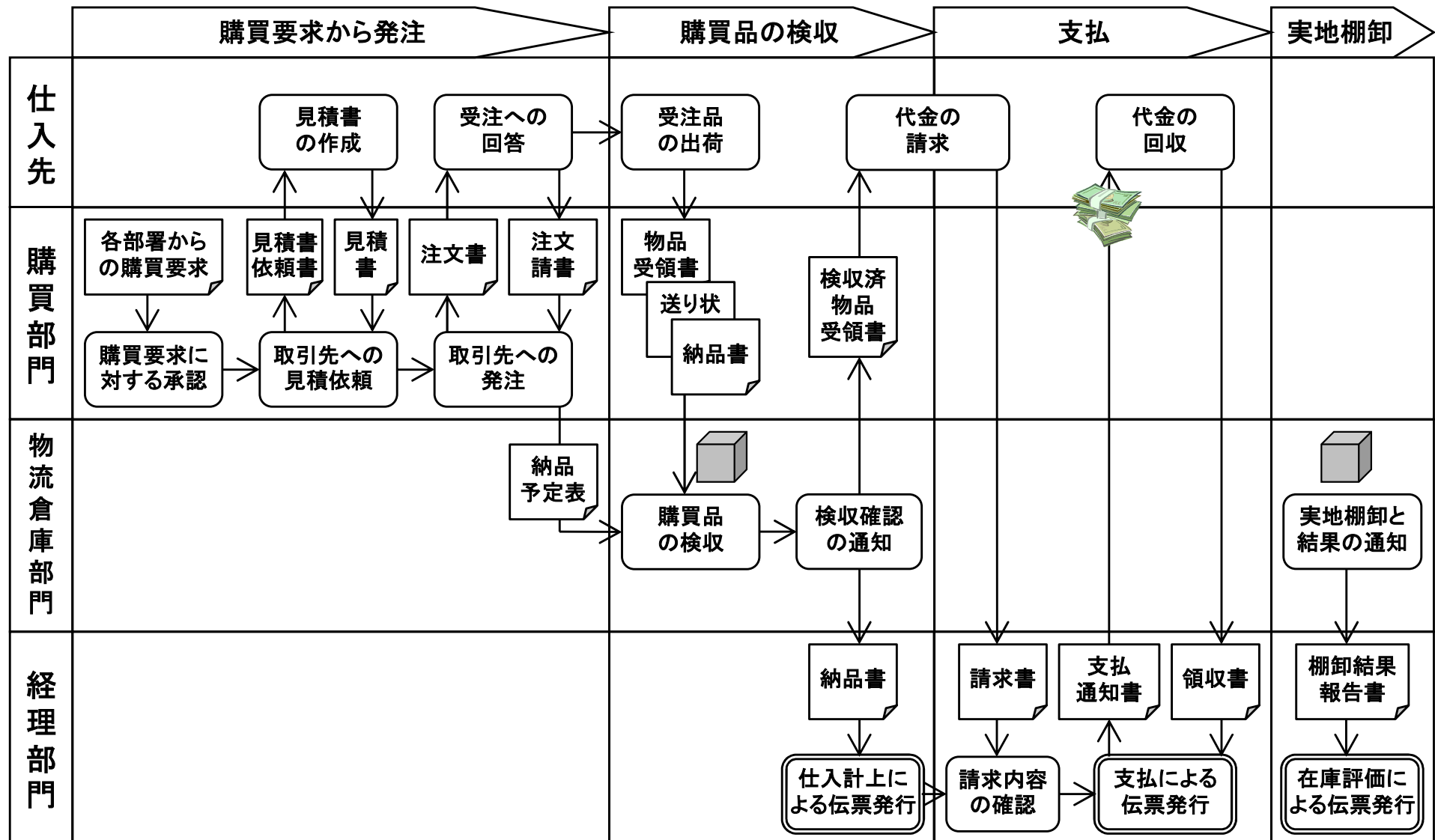
2.5 統合会計管理情報システムのモデル



2.6 購買と支払業務の範疇



2.7 購買と支払の業務フロー



2.8 購買・支払の業務・システム要件

	購買要求から発注	購買品の検収	支払	実地棚卸
業務要件	各部門毎の恣意性排除と購買効率向上のため、一定金額以上などの基準を満たす場合には、社内の購買管理規定に基づき、購買部門による集中購買を実施	取引先からの購買物品の納品について、添付される納品書と納品予定表を突合して、注文通りのもの（品種、数量、品質等）が納品されたことを検収	- 物流倉庫部門からの購買品の検収内容と、取引先からの請求書の内容との突合による内容の正当性の検証 - 取引先毎、支払い形態別、支払期日別の支払処理	実地棚卸結果に基づく、在庫品の減耗、損耗、品質低下額を確定し、実在庫と在庫管理台帳上の在庫を一致
システムの機能要件	- 社内各部門からの購買依頼をネットワーク経由で受付後、同一物品への振り分けと見積・発注単位の丸めを支援。 - 主要購買先との間では見積から発注までの帳票を標準化し、ネットワーク経由で迅速な取引を可能とする。 - 注文書の内容と、発注先からの注文請書の納期等の情報を元に、購買物品の受入れ管理のための納品予定表を作成	- 物流倉庫部門が納品予定表と納品実績との差異による、納品遅れなどの管理を支援 - 購買品納品時の未検収品と、検収済みの正規在庫の区分管理作業を支援 - 正規在庫について購買品のIDを付与し、その品目特性の明細と購買単価を在庫管理台帳に登録する作業を支援	- 物流倉庫部門からの購買品の検収内容と、取引先からの請求書の内容との突合による内容の正当性の検証作業を支援 - 取引先毎、支払い形態別、支払期日別に従い、支払データを分類後、支払単位に支払額を集約し、支払手数料の帰属処理や消費税額計算等の支払作業を支援	実地棚卸作業を支援し、在庫品の減耗、損耗、品質低下額を確定し、その結果を在庫管理台帳上に反映
会計システムの機能		検収基準を採用する場合には、購買品が検収されて正規在庫となった時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と仕入先元帳、手形記入帳、商品有高帳に反映	- 支払が行われた時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と仕入先元帳、手形記入帳、現預金出納帳に反映 - ファーム・バンキング用データ生成して取引銀行へ通知し、または手形を発行 - 銀行振込金額の取引先への通知や、現金、小切手、手形支払の場合の支払通知書の作成を支援	実地棚卸結果による、在庫品の減耗、損耗、品質低下額を確定し、その結果について会計伝票を発行し、総勘定元帳、商品有高帳に反映

2.9 購買・支払の会計実務要件 1

棚卸資産の取得価額(企業会計原則 第三一五-A)

- ・ (購入代価・製造原価+引取費用等の付随費用)に対して、個別法、先入先出法、後入先出法、平均原価法等の方法を適用して算定
- ・ 時価が取得原価より著しく下落した場合であって、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価で評価(強制評価減)

棚卸資産の評価方法(法人税法施行令 第28条)

原価法: 以下の方法で算定した価額を棚卸資産の取得原価とする。

- ・**個別法:** 期末棚卸資産の全部について、その個々の取得原価額(棚卸資産の個別管理の徹底が本法適用の前提)。
- ・**先入先出法:** 期末棚卸資産をその種類、品質および型の異なる毎に区別し、その種類等の同じものについて、棚卸資産の当該事業年度終了時から最も近い時期に取得した種類等を同じくする棚卸資産から順次なるものとみなして取得原価額とみなす。
- ・**後入先出法:** 期末棚卸資産をその種類、品質および型の異なる毎に区別し、その種類等の同じものについて、前期末時点の棚卸資産と同じものから成るとみなし、次に棚卸資産の当該事業年度開始時から最も近い時期に取得した種類等を同じくする棚卸資産から順次なるものとみなして取得原価額とみなす(その都度後入先出法、月別後入先出法、6ヵ月毎後入先出法)。
- ・**総平均法:** 期末棚卸資産をその種類、品質および型の異なる毎に区別し、その種類等の同じものについて、当期首時点の棚卸資産の総額と当期取得価額の総額の合計額について、これらの棚卸資産の総数量で除して、棚卸資産1単位の取得原価額とみなす。
- ・**移動平均法:** 棚卸資産をその種類、品質および型の異なる毎に区別し、その種類等の同じものについて、当初に算定した1単位当たり取得原価に基づく棚卸資産在庫額と、新たに取得した棚卸資産の取得原価総額の合計額について、これらの棚卸資産の総数量で除した平均単価を、新たな取得原価額とみなす(その都度移動平均法、月別移動平均法)。
- ・**単純平均法:** 棚卸資産をその種類、品質および型の異なる毎に区別し、その種類等の同じものについて、当期取得価額の総額の合計額について、これらの棚卸資産の総数量で除して、棚卸資産1単位の取得原価額とみなす。
- ・**最終仕入原価法:** 期末棚卸資産をその種類、品質および型の異なる毎に区別し、その種類等の同じものについて、当該事業年度終了時から最も近い時に取得したものの1単位当たりの取得原価額を、当期の取得原価とみなす。
- ・**売価還元法:** 期末棚卸資産をその種類等、または通常の差益率が異なる毎に区別し、当期販売額の総額に原価率を乗じた金額を、棚卸資産の取得原価額とみなす。

低価法: 棚卸資産を種類等の異なる毎に区分し、その種類毎に原価法で算定した取得原価と期末時点の取得に要する通常の価額との比較において、いずれか低い価額をもってその取得原価とする。

2.10 購買・支払の会計実務要件 2

仕入諸掛の扱い

- 仕入諸掛(棚卸資産の仕入の際に発生した引取費用等の付随費用)は、複数商品を一括して購入する場合など、購買品の種類別や個別に把握することが困難な場合が多いため、棚卸資産価額算定時まで別途プールしておき、これを購入代価等を基準に当期払出し分と期末在庫分に按分して配賦するなどして、仕入高および期末棚卸資産価額を算定する。
- 仕入諸掛費が僅少(概ね購入代価の3%以内の金額)な場合には、棚卸資産の取得減価に算入しないことができる(法人税基本通達 5-1-1)

仕入諸掛費の扱い(財務諸表等ガイドライン71-1-2)

仕入高の控除項目:

- 仕入値引:仕入商品や部材などの量目不足や、品質不良、破損等の理由により、当初の約定の購入代価から控除される金額。
- 仕入割戻し:一定期間内に多額または多量の仕入を行ったことにより、仕入先から後日支払われる購入代価に対する返戻金(リベート)。仕入割戻しの計上時期は、以下の区分に応じた事業年度とする(法人税基本通達2-5-4)
 - (1)仕入割戻し金額の算定基準が購入金額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている場合には、購入した日の属する事業年度に計上する。
 - (2)(1)に該当しない場合には、その仕入割戻しの金額の通知を受けた日の属する事業年度に計上する。

営業外費用(金融収益)として計上:

- 仕入割引:購入代金の期日前支払に対する仕入債務の金額の一部免除等。

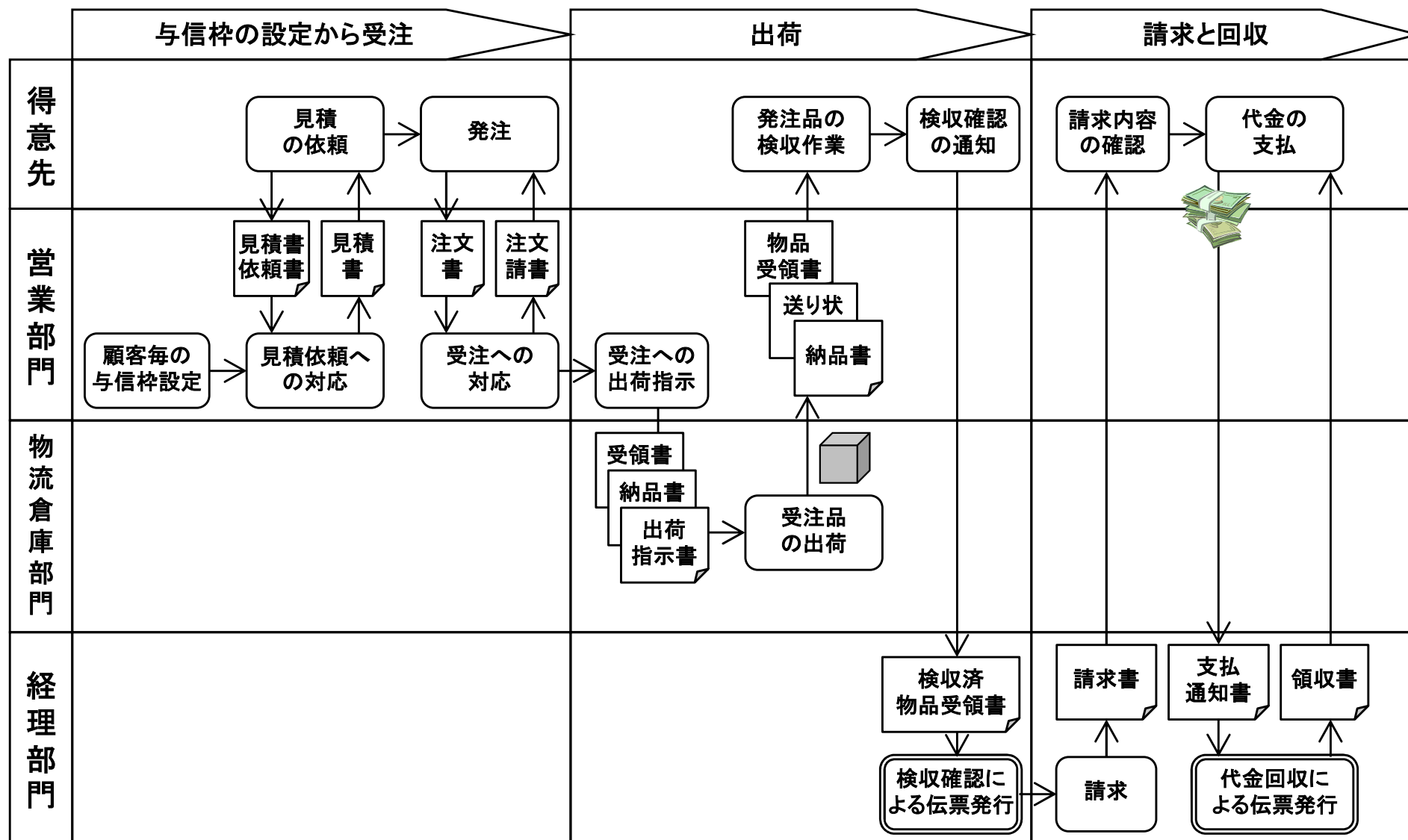
証券取引法上の要請(開示府令第3号様式)

- 生産、受注及び販売の状況:生産能力、主要な原材料価格、主要な製商品の仕入価格・販売価格等に著しい変化があった場合、その他生産、受注及び販売等に関して特記すべき事項があるときは、事業の種類別セグメントに関連付けてその内容について記載する。
- 主な資産及び負債の内容:貸借対照表のうち当事業年度のものについて科目の内容又は内訳をおおむねそれぞれに揚げるところに従い記載すること(ただし、附属明細表に揚げた科目については、記載を省略することができる。
 - 流動資産のうち、製品、半製品、原材料、仕掛品等棚卸資産に属する科目については、主な内訳を記載すること。
 - 流動負債のうち、支払手形及び買掛金については、主な相手先(金額が多い順に上位5社程度をいう)別に金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分ごとに主な相手先(金額が多い順3社程度をいう)別の金額を示すこと。
 - 支払手形については、その期日別内訳を記載すること。

会計システム



2.12 販売と債権回収の業務フロー



2.13 販売・債権回収の業務・システム要件

	与信枠の設定から受注	出荷	請求と回収
業務要件	- 与信枠設定のための具体的な方針と要件を規定し、営業部門から独立した権限を有する部門が独自に審査する仕組みが必要。 - 受注は、その方式(営業訪問、電話やFAX、電子取引他)や取引内容やフォームが多様化することが多いため、これらの多様性を業務プロセス上極力標準化するための取り組みが必要。 - 受注からの在庫引当や生産指示による、納期回答の仕組みが必要。 - 値引き、割引、割戻しなどの承認権限を規則上明確にし、決裁者の責任の範疇も明確にする。	- 顧客毎の受注に対して、複数の受注単位をまとめたり、1つの受注に対してそれを複数回に分納するなどの、顧客要求に基づく出荷スケジュールを策定。 - 出荷スケジュールに基づく倉庫からの配送作業、工場の製造作業の進捗状況のリアルタイムでの管理。	- 顧客毎および取引内容毎に決められた締め日単位に取引金額を集計し、かつ納品先(支店や工場等)と請求先(本社等)が異なるケースにも対応した、請求書を発行。 - 決済方式(銀行振り込み、現金、小切手、手形等)や、前受金・預かり保証金の充当、債務との相殺などの、多様な決済パターンに対応した、債権明細毎の消しこみの実現。
システムの機能要件	- 与信枠確認のリアルタイム化のため、顧客データベースに顧客区分毎の受注残高、売上債権未決済残高、預り保証金残高等の、与信管理上必要なデータの一覧による参照を可能とする。 - 電子データによる受注に対して、それを即時かつ合理的に電子データ化するための仕組みを整え、すべての受注データのリアルタイムの参照を可能とする。 - 見積りから受注、出荷及び回収に至るすべてのプロセスを、取引区分毎に一覧による参照を可能とする。	- 顧客要件に応じた出荷スケジュール策定作業の支援と、そのリアルタイムでの作業進捗管理を可能とする。 - 納品書などが顧客毎に仕様が異なる場合には、その半自動作成を支援。 - 在庫品の管理方式(FIFO、LIFO、個別管理)に応じた、在庫引当および払出し管理を支援。	- 請求の締め日毎、得意先毎、請求書発行先毎等の区分に応じた、発行業務の支援を可能とする。 - 取引明細に対応した債権消しこみを可能とする。 - 領収書発行業務の半自動化を可能とする。
会計システムの機能		出荷基準を採用する場合には出荷作業完了した時点で、検収基準を採用する場合には、検収済みの物品受領書を入手した時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と得意先元帳、手形記入帳、商品有高帳に反映	- 債権が消しこまれた時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と仕入先元帳、手形記入帳、現預金出納帳に反映 - ファーム・バンキング用データに基づく、債権決済データのリアルタイムでの把握

2.14 販売・債権回収の会計実務要件 1

売上計上基準

企業会計基準(企業会計原則、第二―三―B)：特殊商品売買(企業会計原則注解6および7)以外のケースについては特段の規定はないため、通常の販売の場合には実現主義に従って出荷基準または検収基準で計上し、これをみだりに変更してはならない。

売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

法人税法(各事業年度の所得の金額の計算、第22条の2と4)：収益の認識については、基本的に公正妥当と認められる会計処理の基準に従うこと。また、補足的な事項については、以下の「法人税基本通達」に規定。

法人税基本通達(棚卸資産の販売による収益の帰属の時期及び棚卸資産引渡しの日判定、2―1―1、2―1―2)：

棚卸資産販売による収益額は、その引渡しがあった日に属する事業年度の益金の額に算入する。この場合の引渡しの日がいつであるかについては、例えば出荷した日(出荷基準)、相手が検収した日(検収基準)、相手方において使用収益ができることになった日等に応じて、その引き渡しの日として合理的であると認められる日のうち、法人が継続してその収益計上を行うこととしている日によるものとする。

法人税基本通達(販売代金の額が確定していない場合の見積り、2―1―4)：

法人がその販売に係る棚卸資産を引き渡した場合において、その引渡しの日に属する事業年度終了の日までにその販売代金の額が確定していないときには、同日の現況によりその金額を適正に見積もる。この場合には、その後確定した販売代金の額と異なるときには、その確定した日に属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する(見積価格で売上高を計上し、精算時の差額はその代金確定時事業年度の損益で調整することとし、販売代金が確定しないことを理由とする売上の未計上は認められない)。

売上控除項目の扱い(財務諸表等ガイドライン72―1―2)

売上高の控除項目：

- ・**売上返品：**販売品の物的な返品。
- ・**売上値引：**販売品の量目不足や、品質不良、破損等の理由により、当初の約定の販売代価から控除される金額。
- ・**売上割戻し：**一定期間内に多額または多量の販売取引を行った得意先に対して、後日支払う販売代価に対する返戻金(リベート)。売上割戻しの計上時期は、以下の区分に応じた事業年度とする(法人税基本通達2―5―1)
 - (1) 売上割戻し金額の算定基準が販売金額又は購入数量によっており、かつ、その算定基準が契約その他の方法により明示されている場合には、販売した日の属する事業年度に計上する。
 - (2) (1)に該当しない場合には、その売上割戻しの金額を通知した日、又は支払いを行った日の属する事業年度に計上する。

2.15 販売・債権回収の会計実務要件 2

売上控除項目の扱い(財務諸表等ガイドライン、72-1-2):前ページからの続き

営業外費用(金融収益)として計上:

- ・売上割引:販売代金の期日前支払に対する売上債権の金額の一部免除等。

貸倒引当金の算定:制度会計では企業の実情に応じて債権残高に対して期末時点で引当てるが、税法上は形式的かつ画一的に規定

法人税基本通達(実質的に債権と見られない部分、11-2-9):貸倒れの可能性が高いものについては個別評価債権として、相手先別に個別に引当額を算定する。貸倒れの可能性が低いものは一括評価債権として、その総額に対して過去の貸倒実績率や法定繰入額等により、一括した割合での引当額を算出。ここで、個別評価債権については、形式基準により、以下の金額を売上債権の金額に含めずに、貸倒引当金の金額を算出(一部)。

- ・同一人に対する売上債権と仕入債務がある場合には、その売上債権に対する仕入債務に相当する金額
- ・同上において、仕入債務に対する支払のために、他から取得した受取手形を裏書譲渡した場合には、当該裏書譲渡による金額
- ・同一人に対する売掛金とその者から受け入れた営業に係る保証金がある場合に、その売掛金にうちの保証金の額に相当する金額
- ・同一人に対する売掛金とその者から受け入れた営業に係る借入金がある場合に、その売掛金にうちの借入金の額に相当する金額
- ・同一人に対する貸付金とその者から受け入れた買掛金がある場合に、その貸付金にうちの買掛金の額に相当する金額

証券取引法上の要請

財務諸表等規則(製品・商品の売上高の区分、第72条第2項):

売上高の記載については、製品売上高と商品売上高は区分して表示しなければならない。

開示府令第3号様式(生産、受注及び販売の状況、記載上の注意 (10)):

- ・当連結会計年度における生産、受注及び販売の実績について、前年同期と比較して事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。
- ・連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度における生産、受注及び販売の実績について前年同期と比較して事業部門等に関連付けて記載すること。また、当事業年度の前事業年度及び当事業年度における輸出高の総額及び総販売実績に対する輸出高の割合並びに輸出高の総額に対する主要な輸出先国又は地域別の輸出割合を記載すること。
- ・主要な販売先がある場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度)における、相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合を記載すること。

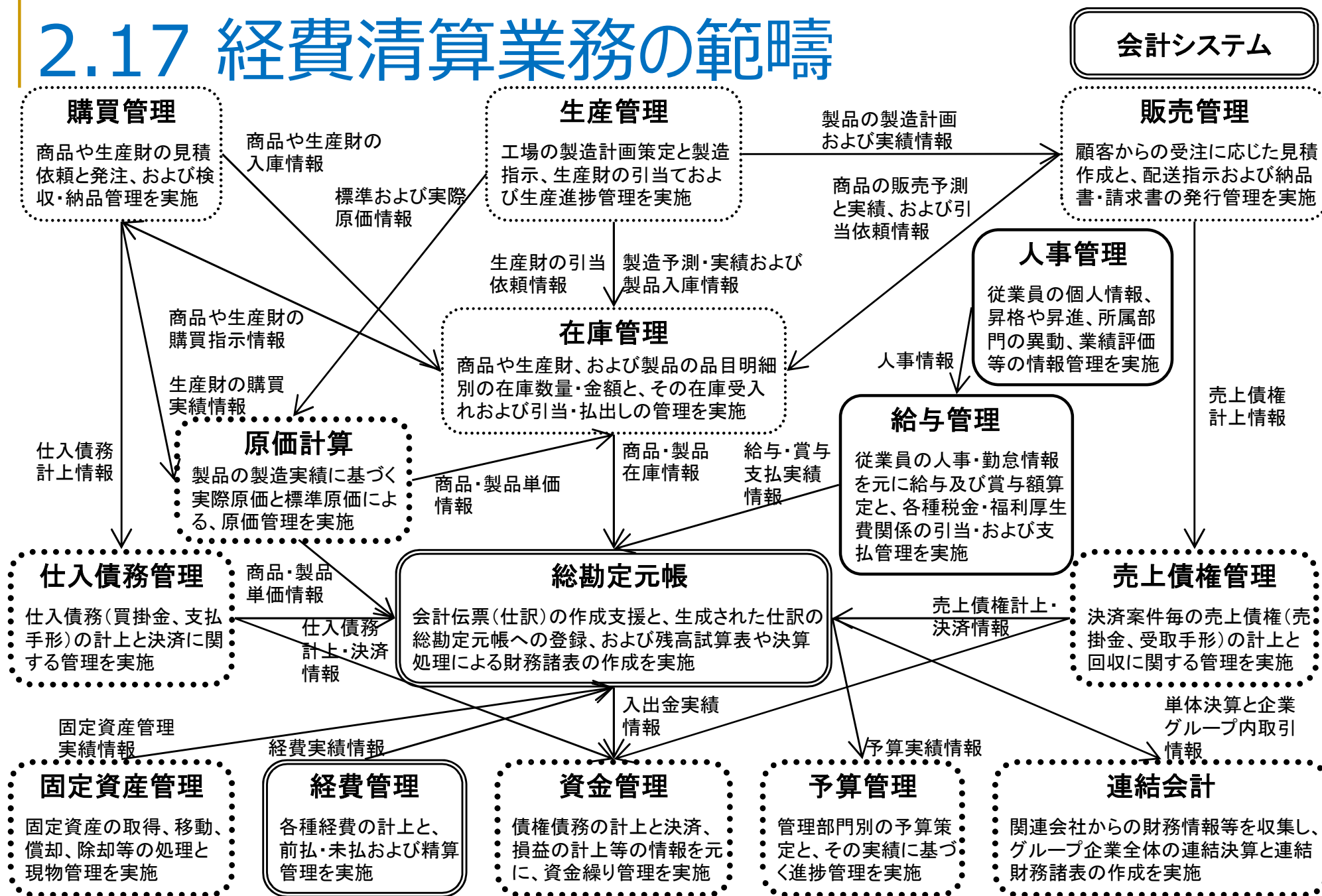
2.16 販売・債権回収の会計実務要件 3

証券取引法上の要請: 前ページからの続き

開示府令第3号様式(主な資産及び負債の内容、記載上の注意 (46)):

- ・当事業年度の貸借対照表について、流動資産のうち、受取手形及び売掛金については、主な相手先(金額の多い順の上位5社程度をいう)別の金額を示すこと。ただし、相手先業種別等の区分によりその金額を示した方が適切な場合には、当該相手先業種別等の区分による金額を示すとともに、その区分毎に主な相手先(金額の多い順に上位3社程度をいう)別の金額を示すこと。
- ・受取手形についてはその期日別内訳を、売掛金についてはその滞留状況を記載すること。

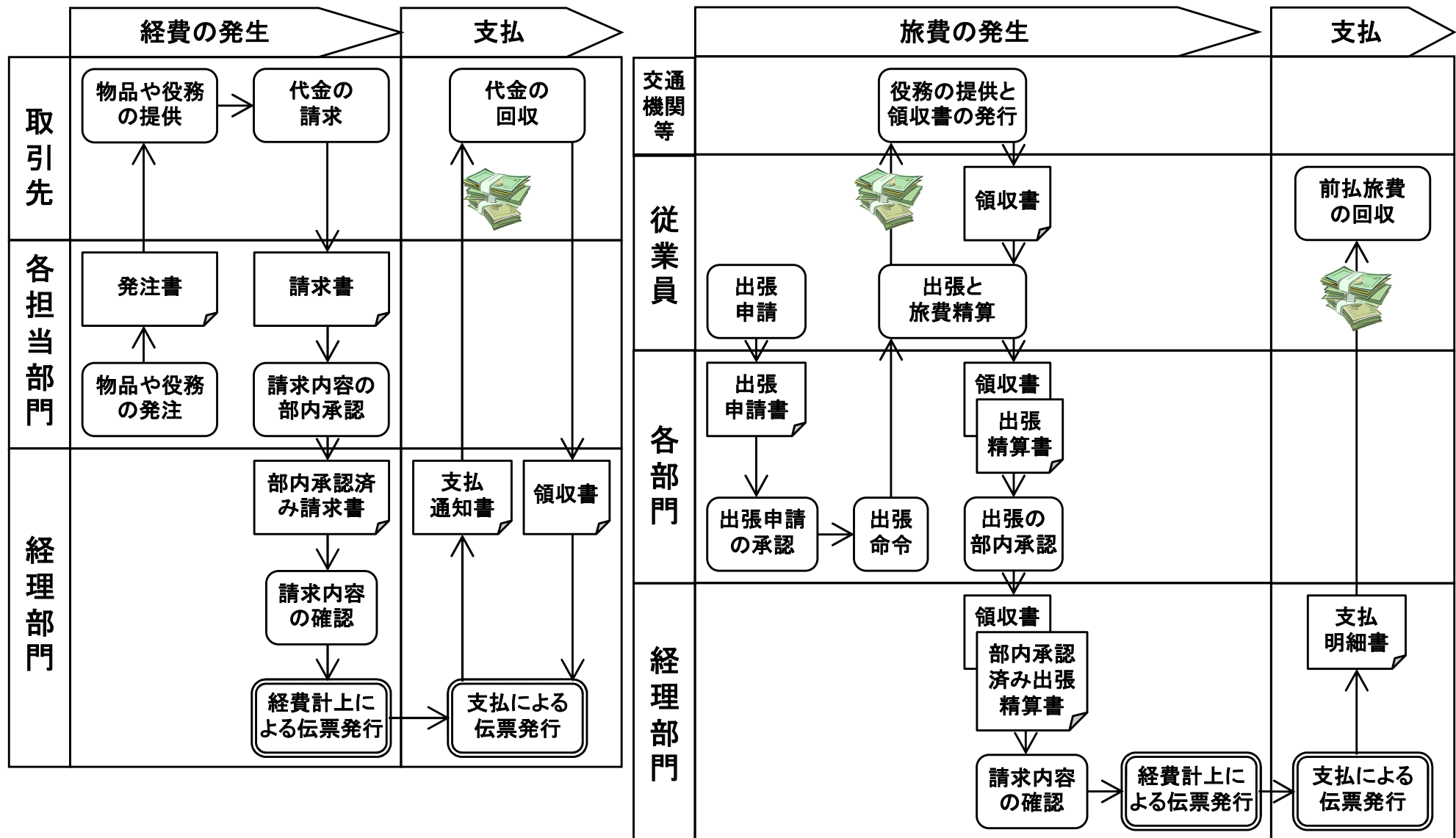
2.17 経費清算業務の範疇



2.18 経費精算の業務フロー

(一般経費の精算業務)

(従業員旅費の精算業務)



2.19 経費清算の業務・システム要件

(一般経費の精算業務)

	経費の発生	支払
業務要件	- 経費の金額等の重要性に従った決済方法と決裁者などのルールと責任の所属を、明確にルール化して運用 - 経費を負担する部門やプロジェクトに、正確に賦課または一定の基準に基づく按分による賦課の方法の明確	経費の精算方法として、立替精算、仮払精算、法人カード利用による精算などがあり、これらの精算上のルール及び関係者の責任と権限を明確にして運用
システムの機能要件	- 経費計上に関する決裁承認のワークフローを電子化して、経費計上および精算状況のリアルタイムでの把握を可能 - 経費負担部門やプロジェクトへの賦課作業の支援や自動化 - 証憑の電子保存や帳票のデータベース化による統合管理の実現	取引先毎、支払い形態別、支払期日別に従い、支払データを分類後、支払単位に支払額を集約し、支払手数料の帰属処理や消費税額計算等の支払作業を支援
会計システムの機能	経費を経理部が承認した時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と現預金出納帳に反映	- 支払が行われた時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳、現預金出納帳に反映 - ファーム・バンキング用データ生成して取引銀行へ通知し、または手形を発行 - 銀行振込金額の取引先への通知や、現金、小切手、手形支払の場合の支払通知書の作成を支援

(従業員旅費の精算業務)

	旅費の発生	支払
業務要件	- 役職、出張先、出張期間などの区分に基づく旅費(日当、交通費)規程明確に規定して運用 - 旅費を負担する部門やプロジェクトに、正確に賦課または一定の基準に基づく按分による賦課の方法の明確	旅費の精算方法として、立替精算、仮払精算、法人カード利用による精算などがあり、これらの精算上のルール及び関係者の責任と権限を明確にして運用
システムの機能要件	- 旅費金額の計算やチケット購入および宿泊申込等の支援 - 旅費申請に関する決裁承認のワークフローを電子化して、旅費計上および精算状況のリアルタイムでの把握を可能 - 旅費負担部門やプロジェクトへの賦課作業の支援や自動化	従業員毎、支払い形態別、支払期日別に従い、支払データを分類後、支払単位に支払額を集約して支払作業を支援
会計システムの機能	旅費を経理部が承認した時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳に反映	- 支払が行われた時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と現預金出納帳に反映 - ファーム・バンキング用データ生成して取引銀行へ通知 - 銀行振込金額の従業員への通知書の作成を支援

2.20 経費精算の会計実務要件

税法上の経費の認識

法人税法(各事業年度の所得の金額の計算、第22条第3項第2号): 損金の額に算入される販売費等の規定

当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く)の額。

法人税基本通達(債務の確定の判定、2-2-12): 当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものの規定

償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別の定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものをいう(法人税法では、発生主義の解釈として、原因事実の発生と債務の確定を要件とする権利確定主義を採っている)。

- (1) 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。
- (2) 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- (3) 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。

税法上の旅費交通費の扱いの例外

消費税基本通達(高額の手当の扱い、第11条第2項第2号): 通勤手当の金額的な範囲

高額の手当(所得税法施行令第20条の2、通常の交通機関を使用する場合には、つき額10万円までが通勤手当の扱い)は、給与手当とする。

研究開発費の証券取引法上の要請

研究開発費等に係る会計基準:

- ・研究開発費には、それに係る人件費、原材料費、減価償却費等、研究開発に要したすべての費用が含まれる
- ・研究開発費はその発生時の費用として計上

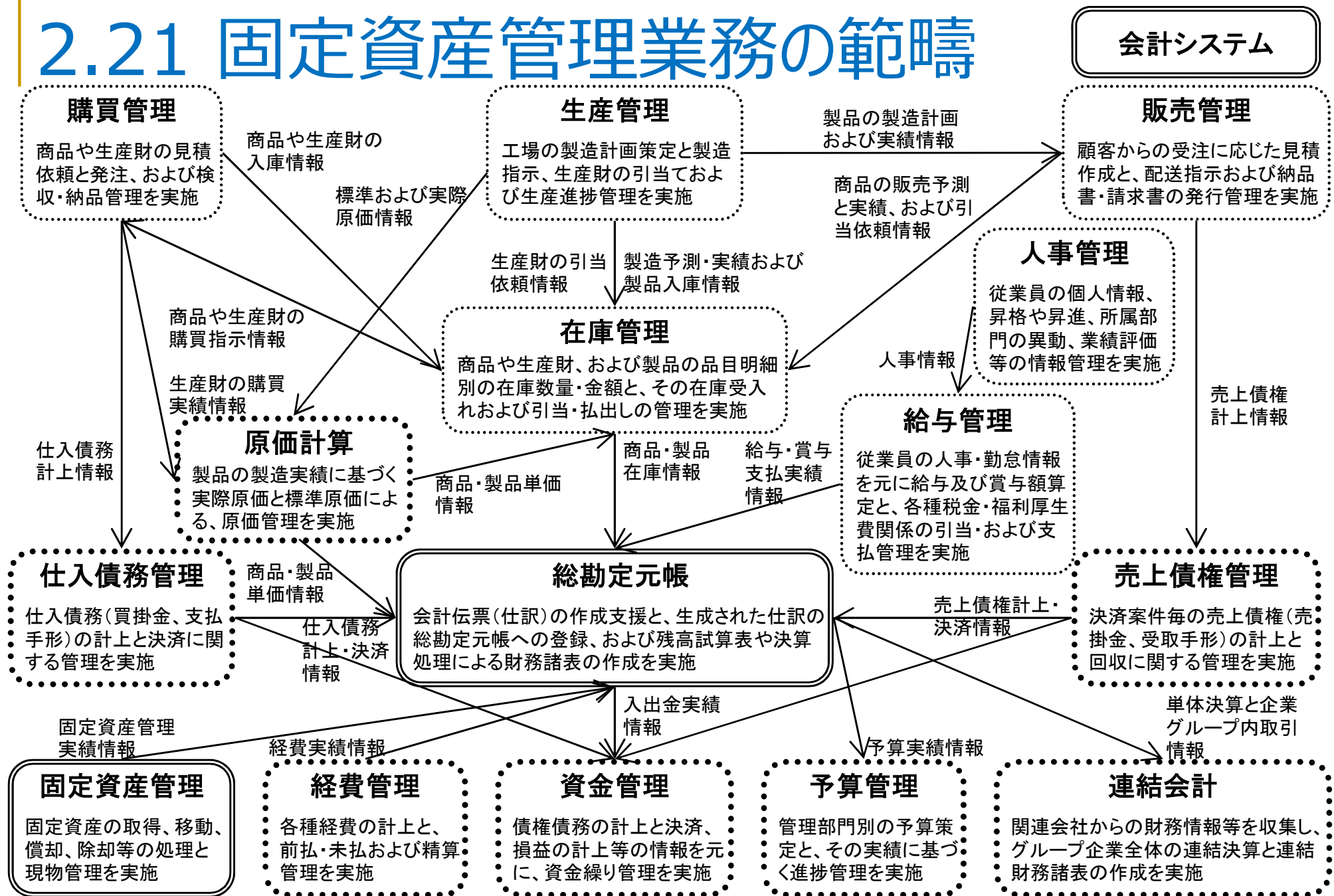
財務諸表等規則(財務諸表等規則86、連結財務諸表規則第55の2):

研究開発費の企業間の比較可能性を担保するために、研究開発費の総額を注記。

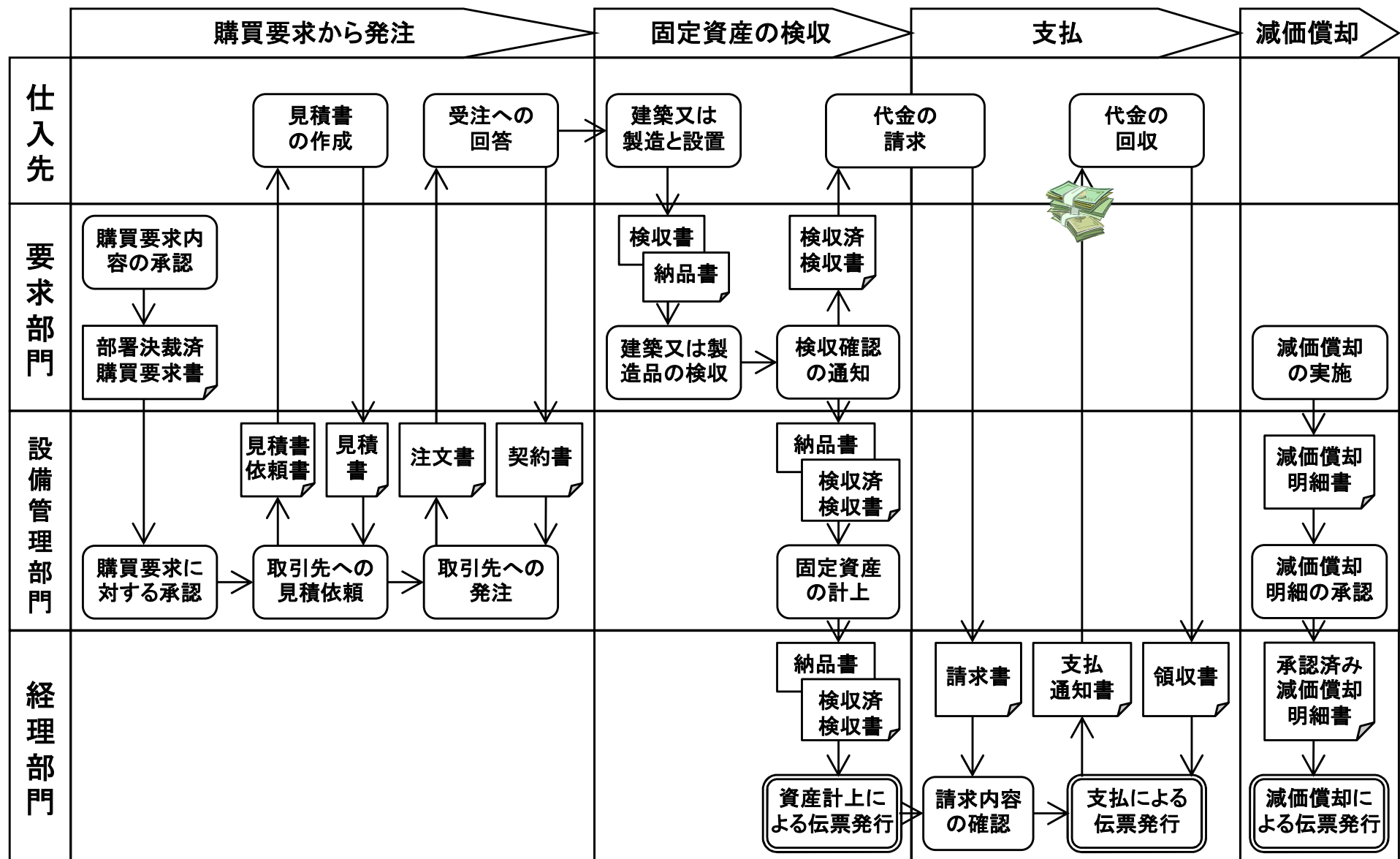
開示府令第3号様式(研究開発活動 (13)):

当連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度)における研究開発活動の状況(例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等)及び研究開発費の金額を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

2.21 固定資産管理業務の範疇



2.22 固定資産管理の業務フロー



2.23 固定資産管理の業務・システム要件

	購買要求から発注	固定資産の検収	支払	減価償却
業務要件	- 各部門毎の恣意性排除のため、資産種別や金額高別に、決裁基準をルール化するとともに、重要度の高い固定資産については、その専任の管理部門を設けて、そこでの二重確認を実施 - 重要度の高い固定資産の発注に際しては、複数の業者への見積依頼を行い、それらの内容検証を、資産の仕様についての専門性を有する部門において実施	- 発注先からの固定資産の納品について、添付される納品書の内容につき、発注内容との仕様上の確認を実施し、納品されたことを検収 - 工事進行基準で資産を順次建物仮勘定で資産計上する場合には、工事の進捗度合いを客観的な指標から把握して、その観点から資産計上の管理を実施	- 発注した固定資産の検収内容と、発注先からの請求書の内容との突合による内容の正当性の検証 - 取引先毎、支払い形態別、支払期日別の支払処理	- 固定資産の種別、管理区分別、利用状況別等の資産管理明細別の減価償却費および期末帳簿価格、減価償却累計額、さらには臨時償却、臨時損失の金額を算定 - 財務会計の区分別(税法、商法、証券取引法)、管理会計の要件別の減価償却計算の実施
システムの機能要件	- 実績としての見積依頼内容のデータベース化による、見積依頼書作成および発注作成作業の支援 - 見積書内容の比較検討作業の支援 - 購買要求の決裁レベルに応じた、稟議・決裁作業の電子ワークフローによる支援	- 発注書記載内容の明細ベースでの、検収内容の確認作業の支援 - 建物仮勘定に関連する費用計上の明細を、検収後に別個の本勘定へ振り替えた場合にも、本勘定上で当該費用明細および証憑への関係付けの支援	- 検収内容と請求書の内容との突合による内容の正当性の検証作業を支援 - 支払先、支払い形態別、支払期日別に従い、支払作業を支援	財務会計および管理会計上の減価償却費を確定し、その結果を固定資産管理台帳上に反映
会計システムの機能		- 工事完成基準や工事進行基準に従った資産計上に伴い、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳に反映 - 建設仮勘定については、資本的支出と収益的支出の区分に管理し、これらの管理区分に応じた資産への振替を行い、それを総勘定元帳に反映	- 支払が行われた時点で、会計伝票を発行し、それを総勘定元帳と手形記入帳、現預金出納帳に反映 - ファーム・バンキング用データ生成して取引銀行へ通知し、または手形を発行 - 銀行振込金額の取引先への通知や、現金、小切手、手形支払の場合の支払通知書の作成を支援	財務会計および管理会計上の減価償却額(臨時償却、臨時損失、除却・売却等)を確定し、その結果について会計伝票を発行し、総勘定元帳に反映

2.24 固定資産管理の会計実務要件 1

建物仮勘定の扱い

法人税施行令(減価償却資産の取得価額 第54条):減価償却資産の償却の方法に規定する取得価額は、次に掲げる資産の区分に応じた当該規定に掲げる金額とする。

- **購入した減価償却資産:** 当該資産の購入代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税)その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した額)に、当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算して算定
- **自己の建設、製作又は製造時価:** 当該資産の建設等のために要した原材料費、労務費及び経費の額に、当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額を加算して算定

固定資産の減価償却計算

償却方法: 税法以外は、一般に構成妥当と認められた償却方法を選択適用可能。ただし、法人税法上は、建物(定額法のみ)、建物以外(定額法と定率法の選択適用可)、鉱業権以外の無形固定資産(定額法にみ)等の規定がある。

耐用年数: 償却可能金額を配分する期間をいい、物理的使用可能期間のみならず経済的使用可能予測期間に見合った期間を根拠に見積もる。ただし、税法上は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた法定耐用年数を適用。

償却開始時期: 当該資産を事業の用に供したときであり、必ずしも受入日や検収日とは合致しない。法人税法(法人税法施行令第59条)では、事業に供した月次から月単位で償却計算を実施。

残存価額: 固定資産の耐用年数経過時における処分価格であり、税法上は「減価償却資産の耐用年数に関する省令」で、有形減価償却資産についてはその取得価額の10%と規定。しかし、残存価額での実質的な処分が困難な状況を考慮して、有形減価償却資産については、その取得原価の95%まで償却可能とする、償却可能限度額(法人税施行令 第61条第1項)を別途規定。

税法上の政策的配慮: 納税者の状況を加味して政策的配慮から特別の償却方法の選択が可能。

- **増加償却:** 通常の平均的な使用時間を越えて使用された場合には、当該資産の損耗などを考慮して、その木の償却額を増加させる制度
- **陳腐化償却:** 所有する減価償却資産が、技術の進歩等によって著しく陳腐化した場合には、過去の償却額を修正し、現実の使用可能期間を基礎とした現在価値に置き換え
- **特別償却:** 特定の政策目的を達成するための、損金算入のための償却額計算上の優遇処置

2.25 固定資産管理の会計実務要件 2

固定資産の減価償却計算(前頁からの続き)

税法上の小額資産の扱い: 減価償却資産であって以下の基準に合致する少額資産については、以下の扱いを行う。

取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満: 取得時に損金算入

取得価額が10万円以上20万円未満: 事業年度毎に一括して3年間で償却可能(一括償却)

建物仮勘定の扱い: 建物の建設や設備の製造途中の、既に発生した諸費用を集計した資産勘定が建物仮勘定であり、それが完成して検収した時点で本勘定へ振替処理する。この本勘定への振替時に、建物仮勘定に計上していた費用を資本的支出と修繕費に振り分けて計上する。

耐用年数の変更: 減価償却資産について、合理的な理由により償却途上において耐用年数を変更する場合には、新たな償却期間に応じて償却額を計上するとともに、必要に応じて過年度の未償却額を計上

固定資産税(償却資産税)への対応: 減価償却資産が対象となる償却資産については、課税対象資産を有する事業者が当該資産の市町村別の所在地別に課税計算し、必要な申告を行う。

償却計算の基準日: 賦課期日(1月1日)に所有する資産が課税対象

減価償却の方法: 一般資産は定率法

前期の新規取得資産の減価償却方法: 半年償却(年間分の2分の1)

法人税法上の優遇処置の扱い: 圧縮記帳、特別償却、割増償却、増加償却については認められない。

評価額の最低限度: 取得原価の5%

修繕(改良)費の扱い: 改良費は本勘定に含めずに区分して評価

2.26 固定資産管理の会計実務要件 3

証券取引法上の要請

開示府令第3号様式(設備投資等の概要 (14)):

当連結会計年度(連結財務諸表を作成していない場合には当事業年度)における設備投資の目的、内容及び投資金額の事業の種類別セグメントに関連付けて概括的に説明すること。この場合、有形固定資産の他、無形固定資産・長期前払費用、繰延資産等への投資を含めて記載することが適当であると認められるときには、これらを含めて記載し、その旨を明らかにすること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

開示府令第3号様式(主要な設備の状況 (15)):

当連結会計年度末における主要な設備(連結会社以外の者から賃借しているものを含む)について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社命、事業所命、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価格(土地については、その面積も示す)及び従業員数を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

開示府令第3号様式(設備の新設、除却等の計画 (16)):

当連結会計年度末(連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度末)現在において、連結会社(連結財務諸表を作成していない場合には、提出会社)に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容(例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額、資金調達方法、着手および完了予定年月、完成後における増加能力等)を、事業の種類別セグメントに関連付けて記載すること。

財務諸表等規則ガイドライン(有形固定資産等の明細表、第118条第1項2号)

規則様式第9号の有形固定資産等明細表に記載すべき事項(前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、減価償却累計額又は償却累計額、差引当期末残高等)の規定